第60期　定時株主総会

招集ご通知

開催日時

令和８年12月18日（金曜日）
午前10時

開催場所

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
当社栃木本社別館　６階会議室
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役10名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件

●株主の皆様の公平性を勘案し、**株主総会におけるお土産の配布はいたしません。**

株式会社 TKC
証券コード　9746

社是　「自利利他」（自利トハ利他ヲイフ）



経営理念「顧客への貢献」

私たちは、お客様の繁栄のために、
1．お客様の事業の成功条件を探求し、
2．これを強化するシステムを開発し、
3．その導入支援に全力を尽くします。

お客様への貢献は、私たちの喜びです。

株　主　各　位

証券コード　9746
令和８年11月27日
（電子提供措置の開始日）令和８年11月25日
栃木県宇都宮市鶴田町１７５８番地
株式会社　TKC
代表取締役社長　飯　塚　　真　規

第60期 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、令和８年12月17日（木曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会当日の様子をご視聴いただけるようライブ配信いたします。詳細は、後記のご案内をご参照ください。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、下記のインターネット上の当社ウェブサイトに「第60期定時株主総会招集ご通知」及び「第60期　定時株主総会招集ご通知 その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として掲載しております。ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
https://www.tkc.jp/ir/calling/

電子提供措置事項は、上記の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（以下「東証」）のウェブサイトにも掲載しております。以下より東証上場会社情報サービスにアクセスしていただき、銘柄名（TKC）又は証券コード（9746）を入力・検索して「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

敬具

記

1．日　　時　　令和８年12月18日（金曜日）　午前10時

2．場　　所　　栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
当社栃木本社別館　６階会議室
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3．会議の目的事項

(報告事項)
1．第60期（令和７年10月１日から令和８年９月30日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容の報告の件
2．第60期（令和７年10月１日から令和８年９月30日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件

(決議事項)
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役10名選任の件
第３号議案　監査役 １名選任の件

以　上

【招集にあたっての決定事項】
・議決権行使書面において、各議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
・インターネット等による方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
・議決権行使書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使を重複して行われた場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社及び東証のウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

【その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）について】
・次に掲げる事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。
事業報告「６．業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要」
「７．業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要」
「８．株式会社の支配に関する基本方針に関する事項」
「９．剰余金の配当等の決定に関する方針に関する事項」
・したがいまして、お送りする書面に記載の事業報告は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

ご案内

1．議決権行使について

【株主総会ご出席による議決権行使】

議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
なお、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

＜株主総会開催日時＞　令和８年12月18日（金曜日）午前10時

【書面（郵送）による議決権の行使】

議決権行使書用紙に、各議案に対する賛否を○印でご表示いただき、当社の株主名簿管理人（三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）に到着するようご返送ください。

＜議決権行使期限＞　　令和８年12月17日（木曜日）午後６時までに到着

【電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使】

電磁的方法にて当社指定の議決権行使サイト（ https://evote.tr.mufg.jp/ ）にアクセスして行使いただけます。なお、毎日午前２時30分から午前４時30分までは取扱いを休止します。

＜議決権行使期限＞　　令和８年12月17日（木曜日）午後６時まで

(1) パソコンの場合（ログインID・仮パスワードを入力する方法）
議決権行使サイトにアクセスし、議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力後、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンの場合（QRコード※を読み取る方法）
議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、ログインID・仮パスワードを入力することなく議決権行使サイトにログインいただけます。ログイン後は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

(3) 議決権行使サイトに関するお問い合わせ

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
・電話　0120-173-027（受付時間　９：00～21：00、通話料無料）

【議決権電子行使プラットフォームの利用について】

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

2．ライブ配信の実施について

本総会では、株主総会当日の会場の様子をご視聴いただけるよう、インターネットを活用した「ライブ配信」を実施します。ライブ視聴を希望される場合は、以下に示す「ライブ視聴のご注意」の内容をご確認のうえ、事前にお申込みください。事前のお申込みやご視聴方法等につきましては、本招集ご通知とあわせてお送りする「株主総会のライブ視聴の方法について」をご参照ください。

(1)株主総会のライブ視聴は、株主総会への出席とはならないため、会社法上、株主総会にご出席の株主様が行うことができる質問や動議を行うことはできません。ご質問等は、当社ホームページのお問い合わせ窓口をご利用ください。なお、お問い合わせに対する回答方法等は当社にご一任ください。

(2)株主総会のライブ視聴は、株主総会への出席とはならないため、書面（郵送）又はインターネット等により、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

＜ライブ視聴のご注意＞

◎ ライブ視聴にはインターネットに接続できる環境が必要となります。

◎ ライブ視聴で使用するインターネット通信機器類の調達及び利用料等、一切の費用については株主様のご負担といたします。

◎ ライブ映像や音声が乱れ、あるいは一時遮断されるなどの通信障害が発生する可能性がございます。

◎ ライブ画像の写真撮影・録音・録画行為及びSNSなどでの第三者への提供や公開・転載・複製、ログイン方法を第三者に伝えること等は固くお断りします。

◎ 視聴方法のお問い合わせにつきましては、株主の皆様に等しくお応えすることが困難であることから応対できかねます。

◎ライブ配信においては、質疑応答部分も含めて本総会の様子をすべて配信いたします。映像は、株主の皆様のお顔等が極力映らないよう、後方より撮影し、プライバシーに配慮いたしますが、やむを得ず株主様のお顔等が映りこむ場合がありますので、あらかじめご了承ください。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

当社の配当方針は、株主の皆様のご期待にお応えするため、毎期適正な利益を持続的に確保しながら、配当性向（単体）について50％とすることを目処とする基本方針としております。また、情報通信技術（ＩＣＴ）が急速に進歩するとともに、社会の諸制度が大きく変化していく中で、当社の顧客である会計事務所並びに地方公共団体への支援を強化し、これらのお客様のビジネスを成功に導きながら、市場における競争力を堅持していくためには、今後とも先行的な研究開発投資と積極的な設備投資を実施していくことが必要不可欠です。

株主の皆様に対する配当につきましては、研究開発投資等の源泉としての自己資本の充実と長期的かつ安定的な配当原資とのバランスを念頭におきながら、財政状態、経営成績及び配当性向等を総合的に勘案して決定しており、第60期の中間配当は、取締役会決議により１株当たり55円といたしました。

第60期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

（１）配当財産の種類

金銭といたします。

（２）配当財産の割当てに関する事項及びその総額

令和８年９月期の期末配当金は、令和８年８月7日に公表いたしました「令和８年９月期　配当予想の修正（増配）に関するお知らせ」のとおり、１株当たり71円といたしたいと存じます。

当社普通株式１株につき71円		
その内訳	普通配当	55円
	特別配当	16円
配当総額		3,492,791,111円
配当性向（単体）		46.7%
（連結）		46.7%

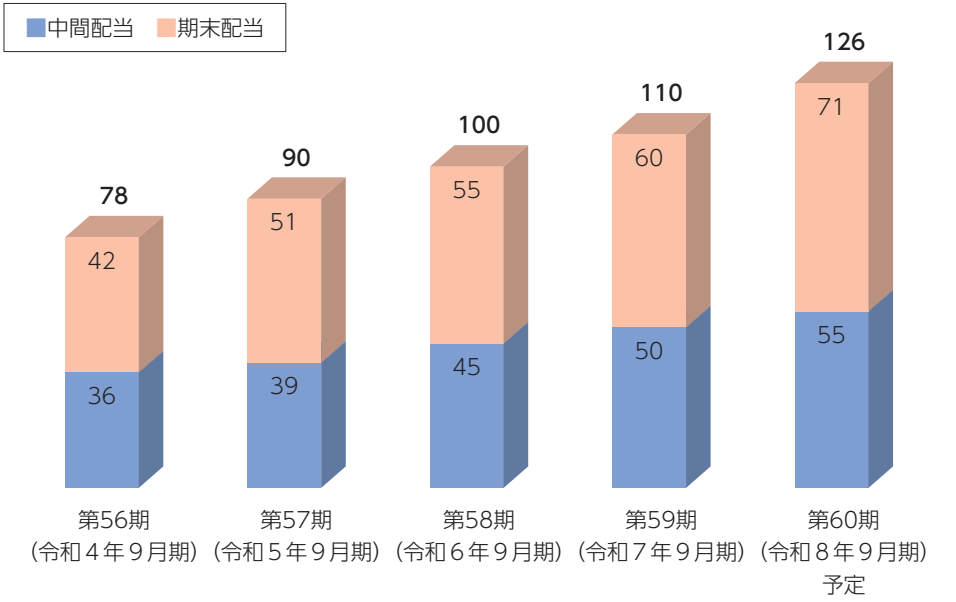
（3）剰余金の配当が効力を生じる日
令和８年12月21日といたしたいと存じます。

2．その他の剰余金の処分に関する事項
その他の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。
当社は、令和７年12月19日に開示した「株主還元方針の策定に関するお知らせ」に基づき、株主還元の強化による資本効率の改善を図るため、以下のとおり、別途積立金を取り崩し、繰越利益剰余金へ振り替えるものです。
（1）増加する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金　8,800,000,000円
（2）減少する剰余金の項目とその額
別途積立金　8,800,000,000円

＜ご参考＞

１株当たり配当金の推移

（単位：円）



第２号議案　取締役10名選任の件

現任取締役９名（全員）は、本定時株主総会終結の時をもちまして任期満了となります。

つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう１名増員し、本定時株主総会終結の時をもちまして退任する川橋郁夫氏を除く現任取締役８名に、新たに取締役候補者谷口裕之氏、佐藤正行氏の２名を加えた計10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏　名		性別	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	飯塚（いいづか）　真規（まさのり）	再任	男性	代表取締役　社長執行役員 会計事務所事業部長	13／13回
2	飛鷹（ひたか）　聡（さとし）	再任	男性	代表取締役　専務執行役員 地方公共団体事業部長	13／13回
3	伊藤（いとう）　義久（よしひさ）	再任	男性	取締役　常務執行役員 会計事務所事業部 ｼｽﾃﾑ開発研究所　ｼｽﾃﾑ企画本部長	13／13回
4	河本（かわもと）　健志（たけし）	再任	男性	取締役　常務執行役員 地方公共団体事業部 システム開発本部長	13／13回
5	中嶋（なかじま）　芳典（よしのり）	再任	男性	取締役　執行役員 経営管理本部長	10／10回
6	谷口（たにぐち）　裕之（ひろゆき）	新任	男性	常務執行役員 税務研究所長	－
7	加藤（かとう）　恵一郎（けいいちろう）	再任　社外　独立	男性	社外取締役	13／13回
8	渥美（あつみ）　優子（ゆうこ）	再任　社外　独立	女性	社外取締役	13／13回
9	加藤（かとう）　隆（たかし）	再任　社外　独立	男性	社外取締役	13／13回
10	佐藤（さとう）　正行（まさゆき）	新任　社外　独立	男性	―	－

再任　再任取締役候補者　　新任　新任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　東京証券取引所の定めに基づく独立役員

（注）中嶋芳典氏の取締役会への出席状況につきましては、令和７年12月19日の就任以降に開催された取締役会を対象としております。

候補者番号 **1** **飯塚（いいづか） 真規（まさのり）**

生年月日　昭和50年３月12日
所有する当社の株式数　202百株

再任



在任年数
16年

取締役会出席状況
13 / 13回

当社との間の特別の利害関係
後記欄外（注）８．①

略歴、当社における地位及び担当

平成14年４月　当社入社
平成22年12月　当社取締役　執行役員　会計事務所事業部　企業情報システム営業本部担当兼Ｇプロジェクト推進　本部長
平成24年10月　当社取締役　執行役員　会計事務所事業部　企業情報システム営業本部長
平成24年12月　当社取締役　常務執行役員　会計事務所事業部　企業情報システム営業本部長
平成26年４月　当社取締役　常務執行役員　会計事務所事業部　営業本部長
平成28年10月　当社代表取締役　専務執行役員　会計事務所事業部長　営業本部長
平成30年10月　当社代表取締役　専務執行役員　会計事務所事業部長
令和元年12月　当社代表取締役　社長執行役員　会計事務所事業部長（現任）

重要な兼職の状況

ＴＫＣカスタマーサポートサービス株式会社　代表取締役社長

取締役候補者とした理由

飯塚真規氏は、取締役執行役員として２年間、取締役常務執行役員として３年間、代表取締役専務執行役員として３年間、代表取締役社長執行役員として７年間にわたり当社の経営に携わり、豊富な経営経験を有しております。
また、会計事務所事業部営業本部長、会計事務所事業部長を経て代表取締役社長を務めるなど、当社の事業全般に精通するとともに、経営全般に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。
これらの経験、知見および実績を活かし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、代表取締役社長として経営全般を統括し、経営上の重要な意思決定および業務執行を牽引することが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 **2** **飛鷹（ひたか） 聡（さとし）**

生年月日　昭和46年１月19日
所有する当社の株式数　78百株

再任



在任年数
15年

取締役会出席状況
13 / 13回

当社との間の特別の利害関係
後記欄外（注）８．②

略歴、当社における地位及び担当

平成15年４月　当社入社
平成22年12月　当社執行役員　地方公共団体事業部営業企画本部　ＡＳＰサービス推進部長
平成23年12月　当社取締役　執行役員　地方公共団体事業部　新規事業戦略本部担当
平成24年１月　当社取締役　執行役員　地方公共団体事業部　クラウド事業推進本部長
平成30年12月　当社取締役　常務執行役員　地方公共団体事業部　営業本部長
令和２年12月　当社代表取締役　専務執行役員　地方公共団体事業部長（現任）

重要な兼職の状況

ＴＫＣ保安サービス株式会社　代表取締役社長

取締役候補者とした理由

飛鷹聡氏は、執行役員として１年間、取締役執行役員として７年間、取締役常務執行役員として２年間、代表取締役専務執行役員として６年間にわたり当社の経営に携わり、豊富な経営経験を有しております。
また、地方公共団体事業部のクラウドサービス推進部長を経て営業本部長を務めるなど、当社の事業全般に精通するとともに、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。
これらの経験、知見および実績を活かし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、代表取締役として経営上の重要な意思決定および業務執行を担うことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 **3** **伊藤（いとう） 義久（よしひさ）**

生年月日　昭和42年４月２日
所有する当社の株式数　83百株

再任



在任年数
４年
取締役会出席状況
13 / 13回
当社との間の特別の利害関係
なし

略歴、当社における地位及び担当

平成 ２年 ４月　当社入社
平成19年12月　当社執行役員　ｼｽﾃﾑ開発研究所　ﾕｰｻﾞ・ｲﾝﾀｰﾌｪｲｽ設計本部長
平成22年10月　当社執行役員　会計事務所事業部　営業企画本部長
平成25年12月　当社取締役　執行役員　会計事務所事業部　営業企画本部長
平成26年 ４月　当社取締役　執行役員　会計事務所事業部　営業企画部長
平成28年12月　当社執行役員 会計事務所事業部 ｼｽﾃﾑ開発研究所 税務情報ｼｽﾃﾑ設計ｾﾝﾀｰ長
平成30年 １月　当社執行役員 会計事務所事業部 ｼｽﾃﾑ開発研究所ﾕｰｻﾞ・ｲﾝﾀｰﾌｪｲｽ設計本部長
令和 元年12月　当社常務執行役員 会計事務所事業部 ｼｽﾃﾑ開発研究所ﾕｰｻﾞ・ｲﾝﾀｰﾌｪｲｽ設計本部長
令和 ２年10月　当社常務執行役員 会計事務所事業部 ｼｽﾃﾑ開発研究所 税務情報ｼｽﾃﾑ設計ｾﾝﾀｰ長
令和 ４年12月　当社取締役　常務執行役員 会計事務所事業部 ｼｽﾃﾑ開発研究所ｼｽﾃﾑ企画本部長（現任）

重要な兼職の状況

ＴＫＣカスタマーサポートサービス株式会社　取締役（令和８年12月就任予定）

取締役候補者とした理由

伊藤義久氏は、執行役員として９年間、取締役執行役員として３年間、常務執行役員として３年間、取締役常務執行役員として４年間にわたり当社の経営に携わっております。
また、会計事務所事業部のシステム開発部門における豊富な経験を通じて、当社の製品およびサービスの開発に精通するとともに、法令・制度の改正、ＩＴ技術の進展、社会環境や顧客ニーズの変化を的確に捉え、製品・サービスの開発を推進するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。
これらの経験、知見および実績を活かし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営上の重要な意思決定および業務執行を担うことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 **4** **河本（かわもと） 健志（たけし）**

生年月日　昭和44年８月23日
所有する当社の株式数　33百株

再任



在任年数
４年
取締役会出席状況
13 /13 回
当社との間の特別の利害関係
なし

略歴、当社における地位及び担当

平成 ６年 ４月　当社入社
平成30年 ４月　当社地方公共団体事業部 技術基盤開発センター長
令和 元年12月　当社執行役員 地方公共団体事業部 技術基盤開発センター長
令和 ２年12月　当社執行役員 地方公共団体事業部 システム開発本部長
令和 ３年12月　当社地方公共団体事業部 システム開発本部長
令和 ４年12月　当社取締役　執行役員　地方公共団体事業部 システム開発本部長
令和 ６年12月　当社取締役　常務執行役員　地方公共団体事業部 システム開発本部長（現任）

重要な兼職の状況

―

取締役候補者とした理由

河本健志氏は、執行役員として２年間、取締役執行役員として２年間、取締役常務執行役員として２年間にわたり当社の経営に携わっております。
また、地方公共団体事業部システム開発本部の長として、当社の製品およびサービスの開発に精通するとともに、製品開発におけるイノベーションの創出を牽引するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。
これらの経験、知見および実績を活かし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営上の重要な意思決定および業務執行を担うことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 **5** **中嶋　芳典**（なかじま　よしのり）

生年月日　昭和54年10月１日
所有する当社の株式数　2百株

再任



在任年数
１ 年

取締役会出席状況
10 /10 回

当社との間の特別の利害関係
なし

略歴、当社における地位及び担当

平成26年 2月　当社入社
平成26年 9月　公認会計士登録
平成28年10月　当社Gプロジェクト推進部　部門長
令和 6年10月　当社経営管理本部　副本部長
令和 6年12月　当社執行役員 経営管理本部長
令和 7年12月　当社取締役　執行役員　経営管理本部長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社ＴＬＰ　取締役

取締役候補者とした理由

中嶋芳典氏は、公認会計士として企業会計に関する高度な専門知識と実務経験を有するとともに、執行役員として１年間、取締役執行役員として１年間にわたり当社の経営に携わっております。
また、経営管理本部の長として、その専門性と幅広い知見を活かし、当社の経営管理を適切に遂行しております。
これらの経験、専門知識および実績を活かし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営上の重要な意思決定および業務執行を担うことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 **6** **谷口　裕之**（たにぐち　ひろゆき）

生年月日　昭和36年７月31日
所有する当社の株式数　－百株

新任



在任年数
－ 年

取締役会出席状況
－ /－ 回

当社との間の特別の利害関係
なし

略歴、当社における地位及び担当

昭和59年 4月　国税庁入庁
平成 6年 7月　大蔵省（現財務省）主税局税制第二課課長補佐
平成12年 6月　外務省在ニューヨーク日本国総領事館領事
平成23年 7月　国税庁課税部資産評価企画官
平成27年 7月　沖縄国税事務所長
平成29年 7月　税務大学校副校長
平成30年 8月　千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科教授
令和 2年 9月　当社入社
令和 2年12月　当社常務執行役員　税務研究所長（現任）
令和 6年 4月　亜細亜大学　法学部　特任教授（現任）

重要な兼職の状況

亜細亜大学　法学部　特任教授

取締役候補者とした理由

谷口裕之氏は、国税庁及び税務大学校等における豊富な経験と、税務に関する高度な専門知識を有するとともに、当社の常務執行役員として６年間にわたり経営に携わり、当社の事業及び経営に関する幅広い知見を培っております。
また、当社の税務研究機関であるＴＫＣ税務研究所の所長として、ＴＫＣ全国会会員への税務分野における情報提供や研究活動を統括し、当社グループの事業基盤の強化に貢献しております。
これらの経験、専門知識および実績を活かし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営上の重要な意思決定および業務執行を担うことが期待できることから、新たに取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 **7** **加藤 恵一郎**（かとう けいいちろう）

生年月日　昭和32年７月30日
所有する当社の株式数　116百株

再任　社外　独立



在任年数
４年

取締役会出席状況
13 /13 回

当社との間の特別の利害関係
後記欄外（注）８．③

略歴、当社における地位及び担当

昭和60年 ８月　公認会計士登録
昭和62年 ２月　税理士登録
昭和62年 ２月　同開業
平成15年 １月　税理士法人加藤会計事務所　代表社員（現任）
令和 ４年12月　当社社外取締役（現任）
令和 ５年12月　株式会社加藤企画　代表取締役（現任）

重要な兼職の状況

税理士法人加藤会計事務所　代表社員
加藤恵一郎公認会計士事務所　所長
株式会社加藤企画　代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

加藤恵一郎氏は、公認会計士及び税理士として税務及び会計に関する豊富な知見を有しております。
また、ＴＫＣ全国会の副会長として、同会の事業目的の実現に向けた活動を通じて培った豊富な経験と幅広い知見を活かし、当社の取締役会において、客観的かつ独立した立場から有益な助言・提言を行っております。
これらの経験および知見を活かし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献するとともに、取締役会の意思決定機能および監督機能のさらなる強化に寄与することが期待できることから、引き続き独立社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 **8** **渥美　優子**（あつみ ゆうこ）

生年月日　昭和46年６月25日
所有する当社の株式数　－百株

再任　社外　独立



在任年数
２年

取締役会出席状況
13 / 13回
（現姓：菊地）

当社との間の特別の利害関係
後記欄外（注）８．④

略歴、当社における地位及び担当

平成 ６年 ４月　UBS証券株式会社入社
平成10年11月　現コメルツ銀行入社
平成20年12月　弁護士登録
平成20年12月　ベーカー＆マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）入所
平成25年 ３月　早稲田リーガルコモンズ法律事務所 創設
平成30年11月　コンプライアンス・パートナーズ株式会社　社外取締役（現任）
令和 ２年12月　ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社　社外監査役
令和 ４年 １月　Kollectパートナーズ法律事務所　パートナー弁護士（現任）
令和 ５年11月　株式会社エスポリア　社外取締役
令和 ６年 ６月　株式会社 Synspective 社外取締役（現任）
令和 ６年12月　当社社外取締役（現任）
令和 ７年 ６月　株式会社エクサウィザーズ 社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

Kollectパートナーズ法律事務所　パートナー弁護士
株式会社Synspective　社外取締役
株式会社エクサウィザーズ　社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

渥美優子氏は、弁護士としての専門知識と豊富な実務経験に加え、特にリーガルテックに関する高い見識を有しております。
また、他社における社外取締役としての経験を通じて培った幅広い知見を活かし、当社の取締役会において、客観的かつ独立した立場から有益な助言・提言を行っております。
これらの経験および知見を活かし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献するとともに、取締役会の意思決定機能および監督機能のさらなる強化に寄与することが期待できることから、引き続き独立社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 **9** **加藤（かとう）　隆（たかし）**

生年月日　昭和33年４月７日
所有する当社の株式数　－百株

再任　社外　独立



在任年数
２年

取締役会出席状況
13／13回

当社との間の特別の利害関係
なし

略歴、当社における地位及び担当

平成25年 ７月　東京都主税局　税制部長
平成28年 ７月　東京都主税局　総務部長
平成29年 ８月　東京トラフィック開発株式会社　代表取締役社長（東京都交通局理事）
平成30年 ４月　一般社団法人　地方税電子化協議会　理事長（東京都主税局理事）
平成31年 ４月　地方税共同機構　理事長
令和 ５年 ６月　公益財団法人　東京税務協会　理事長
令和 ６年12月　当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

－

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

加藤隆氏は、地方税制に関する専門知識と豊富な経験に加え、大学院において人工知能を研究し、情報処理技術者上級の資格を有するなど、情報技術に関する専門的な知見を有しております。

また、地方税の電子化推進に携わった実績や地方行政システム等に関する高い見識を活かし、当社の取締役会において、客観的かつ独立した立場から有益な助言・提言を行っております。

これらの経験および知見を活かし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献するとともに、取締役会の意思決定機能および監督機能のさらなる強化に寄与することが期待できることから、引き続き独立社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 **10** **佐藤（さとう）　正行（まさゆき）**

生年月日　昭和39年８月24日
所有する当社の株式数　20百株

新任　社外　独立



在任年数
－年

取締役会出席状況
－／－回

当社との間の特別の利害関係
後記欄外（注）８．⑤

略歴、当社における地位及び担当

平成11年 ２月　税理士登録
平成11年 ２月　同開業
平成18年 １月　税理士法人アチーブメント設立
平成18年 １月　同代表社員（現任）

重要な兼職の状況

税理士法人アチーブメント　代表社員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

佐藤正行氏は、税理士として、税務及び会計に関する豊富な知識と経験を有しております。

また、平成14年からＴＫＣ全国会ニューメンバーズ・サービス委員会副委員長として、新たにＴＫＣ全国会に入会する税理士・公認会計士への支援やＴＫＣ会員の拡大に向けた活動を牽引してまいりました。平成26年からは、ＴＫＣ全国会7000プロジェクトのリーダーとして、ＴＫＣ会員による認定支援機関としての活動およびＴＫＣ方式による自計化の推進に全国的に取り組んでおります。さらに、令和８年にはＴＫＣ全国会副会長に就任し、同会の事業目的の実現に向けた活動を通じて、豊富な経験と幅広い知見を培っております。

これらの経験および知見を活かし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献するとともに、客観的かつ独立した立場から、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に寄与することが期待できることから、新たに独立社外取締役として選任をお願いするものです。

(注) 1．当社は、取締役候補者の指名について、取締役会からの諮問に応じて指名・報酬諮問委員会が審議し、その結果を取締役会に答申する手続きを経て、取締役会において取締役候補者として定時株主総会の議案としております。
2．社外取締役候補者の指名については、当社を取り巻く経営環境及び取締役会を構成する取締役・監査役の専門性並びに多様性を考慮のうえ実行しております。
3．加藤恵一郎氏は、社外取締役候補者であり、当社の社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって４年であります。同氏について、東京証券取引所に定める独立役員として届出を行っております。
4．渥美優子氏は、社外取締役候補者であり、当社の社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって２年であります。同氏について、東京証券取引所に定める独立役員として届出を行っております。なお、同氏は、婚姻により菊地姓となりましたが、旧姓の渥美で業務を執行しております。
5．加藤隆氏は、社外取締役候補者であり、当社の社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって２年であります。同氏について、東京証券取引所に定める独立役員として届出を行っております。
6．佐藤正行氏は、社外取締役候補者であります。同氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所に定める独立役員として届け出を行う予定です。
7．当社は、当社定款に基づいて社外取締役との間で、会社法第427条第１項の定めに基づいて社外取締役の同法第423条第１項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結できる旨規定しております。加藤恵一郎氏、渥美優子氏、加藤隆氏の選任が承認された場合には、あらためて契約を締結する予定であります。
また、佐藤正行氏の選任が承認された場合には、新たに契約を締結する予定であります。
8．「当社との間の特別の利害関係」欄の注記は次のとおりです。
①ＴＫＣカスタマーサポートサービス株式会社を代表して当社と取引を行っています。
②ＴＫＣ保安サービス株式会社を代表して当社と取引を行っています。
③税理士法人加藤会計事務所を代表して当社と取引を行っています。
④Kollectパートナーズ法律事務所パートナー弁護士として当社と取引を行っています。
⑤税理士法人アチーブメントを代表して当社と取引を行っています。
9．上記を除き、取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査役１名選任の件

現任監査役４名のうち、五十嵐康生氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者　**五十嵐 康生**（いがらし やすお）　生年月日　昭和42年１月4日　所有する当社の株式数　73百株　再任



在任年数
４ 年
取締役会出席状況
13/13回
監査役会出席状況
5/ 5回
当社との間の特別の利害関係
なし

略歴、当社における地位

平成 元年 ４月　当社入社
平成24年 ８月　当社執行役員　会計事務所事業部　システム開発研究所
　　会計情報システム開発センター長
平成28年12月　当社取締役　執行役員　会計事務所事業部　営業本部　営業企画部長
平成29年12月　当社取締役　常務執行役員　会計事務所事業部　営業企画部長
平成30年 １月　当社取締役　常務執行役員　会計事務所事業部　システム開発研究所長
令和 ４年12月　当社常勤監査役（現任）

重要な兼職の状況

ＴＫＣ保安サービス株式会社　監査役
ＴＫＣカスタマーサポートサービス株式会社　監査役
株式会社ＴＬＰ　監査役

監査役候補者とした理由

五十嵐康生氏は、執行役員として４年間、取締役執行役員として１年間、取締役常務執行役員として５年間にわたり当社の経営に携わるとともに、常勤監査役として４年間の経験を有しております。

また、会計事務所事業部システム開発研究所長を務めるなど、当社事業に精通し、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。これまでの経営経験および監査役としての経験を通じて、当社の事業および経営に対する深い理解を培っております。

これらの経験、知見および実績を活かし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、取締役の職務執行に対する監査機能の発揮および取締役会の監督機能の強化に寄与することが期待できることから、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。

(注)当社は、取締役会が監査役候補者とした者を、監査役会の同意を得たうえで定時株主総会の議案としております。

以上

＜ご参考＞

本定時株主総会で第２号議案及び第３号議案が承認された後の経営体制（予定）

氏　名	当社における地位	特に期待する専門性・経験				
		企業経営 事業戦略	ｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ 技術	ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ 営業	財務 会計 税務	法務 CG ﾘｽｸ管理
飯塚 真規	代表取締役	○	○	○		○
飛鷹 聡	代表取締役	○		○		○
伊藤 義久	取締役		○		○	
河本 健志	取締役		○			
谷口 裕之	取締役				○	
中嶋 芳典	取締役				○	○
加藤 恵一郎	社外取締役	○			○	○
渥美 優子	社外取締役		○			○
加藤 隆	社外取締役	○	○			
佐藤 正行	社外取締役	○			○	○
五十嵐 康生	常勤監査役				○	○
岩井 康治	常勤監査役					○
妙中 茂樹	社外監査役	○			○	○
原田 伸宏	社外監査役	○			○	○

事　業　報　告

（令和７年10月１日から令和８年９月30日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

１－１．事業の経過およびその成果

１．当社事業の専門性

当社は、昭和41年10月の創業から今日まで、一貫してわが国の会計事務所（税理士事務所、税理士法人および税理士業務に従事する公認会計士事務所）に対する情報サービスと、地方公共団体（市区町村等）に対する情報サービスの二つの分野に専門特化し、わが国の情報産業界において独自の地位を築いてまいりました。

今日、当社の情報サービスは、次のようなものとなっています。

①　ＴＫＣ統合情報センター（全国６都市）によるコンピューター・サービス
　１）大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス
　２）データストレージ・サービス
　３）ダウンロード・サービス
②　ＴＫＣインターネット・サービスセンター（ＴＩＳＣ）によるコンピューター・サービス
　１）インターネット・サービス
　２）イントラネット・サービス
　３）クラウド・コンピューティング・サービス
　４）データベース・サービス
　５）データストレージ・サービス
　６）データバックアップ・サービス
　７）データセキュリティー・サービス
③　パソコンまたはサーバーに搭載するソフトウエアの開発提供
④　当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器の販売
⑤　専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス
⑥　ユーザーに対する総合的な教育研修サービス

２．当社グループの通期業績の推移

当連結会計年度（令和７年10月１日～令和８年９月30日（以下、当期））における当社とその連結子会社等６社を含む連結グループの経営成績は、売上高が87,541百万円（前期比4.9％増）、営業利益は17,845百万円（同10.6％増）、経常利益は18,502百万円（同11.5％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は13,551百万円（同12.0％増）となり、いずれも過去最高を記録しました。

その結果、12期連続で最高益を更新しました。
全てのセグメントにおいて売上高は当初の計画を上回ることができました。中でも地方公共団体事業部門においては、標準仕様準拠システムへの対応およびガバメントクラウドへの移行支援に伴う一時的な収益（以下、標準化特需）が当期の業績に大きく寄与しました。当社は、顧客164団体（48市、99町、17村）全ての標準仕様準拠システムへの対応とガバメントクラウドへの移行支援を国が定める移行期限（令和８年３月末日）までに完了しました。
なお、令和８年８月７日付けで開示のとおり、当期の業績を踏まえ特別配当として16円増配し、１株当たりの期末配当金を71円とすること（年間配当金は126円）を当社第60期定時株主総会に付議する予定です。その結果、12期連続の増配となります。

（事業環境）
当期におけるわが国経済は、緩やかな回復基調で推移したものの、物価や金利の上昇、地政学的リスクの高まりなどにより、依然として先行き不透明な状況が続いています。一方、企業のデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）需要や地方公共団体における行政手続きのデジタル化への要請、社会的な生成ＡＩおよびＡＩエージェントの実装需要など、当社の事業領域に関連するＩＴ投資需要は引き続き旺盛です。

（基本方針）
このような事業環境のもとで、会計事務所事業部門においてはＴＫＣ会員事務所による関与先指導の基本方針を「黒字決算と適正申告の実現」に、地方公共団体事業部門の基本方針を「スマート行政ＤＸの実現」と定め、(1)オンプレミス型システムからクラウド型システムへの移行加速によるストック収益基盤の拡大、(2)生成ＡＩ技術を活用した業務革新支援、(3)税務コンプライアンスとガバナンスを両立させた「デジタルシームレス」の社会実装を推進しています。

会計事務所事業部門では、基本方針である「黒字決算と適正申告の実現」を支援するために、巡回監査と月次決算の実施を奨励するとともに、関与先企業における業績管理ツールとして財務会計システム「ＦＸクラウドシリーズ」の活用を推進しています。
こうした活動の結果、令和８年版「ＴＫＣ経営指標（ＢＡＳＴ）」におけるＴＫＣシステム活用企業の黒字企業割合は58.1％となり、前年から1.1ポイント上昇しました。この数字は国税庁発表の全法人の黒字申告の割合（37.3％）を大きく上回っています。
また、令和８年５月には、ＴＫＣ ＡＩエージェント「ＦＸエージェント」および「ＯＭＳエージェント」の開発方針を発表しました。その後、安全性と法令遵守を重視したＡＩエージェントを搭載したシステムの段階的提供により、ＴＫＣ会員事務所とその関与先企業の業務効率と生産性向上に向けた支援を開始しました。

地方公共団体事業部門では、前述のとおり政府の「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、標準仕様準拠システムおよびガバメントクラウドへの移行を国が定める期限（令和８年３月末日）までに全ての顧客（164市町村）で完了しました。また令和８年４月以降、標準化特需は収束したものの、ガバメントクラウド運用管理補助業務の受託に加えて、ソフトウエア利用に係る料金体系の改定により、ソフトウエア売上高が大幅に増加しました。

なお、当社は、「スマート行政ＤＸ」の実現を掲げており、顧客の行政手続きや内部事務のデジタル化を支援するシステムの機能拡充とその活用支援に取り組んでいます。それにより行政効率の向上を支援しました。

当期における事業部門別の売上高の推移は以下のとおりです。

（１）会計事務所事業部門の売上高の推移

会計事務所事業部門における売上高は53,957百万円（前期比2.1％増）、営業利益は11,357百万円（同9.0％減）となりました。売上高の主な内訳は以下のとおりです。

① コンピューターサービス売上高は、前期比6.1％増となりました。これは、新規入会者の増加に伴って、会計事務所の基幹システムである「ＯＭＳクラウド」と会計事務所業務の生産性向上を支援するＯＭＳのオプションシステムの利用が増加したこと、さらに経理事務のＤＸに取り組む企業や、クラウド環境を活用して自社の業績管理に取り組む経営者が増加し、「ＦＸクラウドシリーズ」の新規利用が拡大したことによります。

② ソフトウエア売上高は前期比1.1％増となりました。これは、会員事務所における電子化を支援するＯＭＳクラウドのオプション「ＯＭＳ電子サインシステム」や「ＷＳＣ（ワークストリームクラウド）」を新たにリリースしたことによるものです。

③ コンサルティングサービス売上高は前期比4.5％増となりました。これは、中堅企業向け財務会計システム「ＦＸ４クラウド」の新規受注に伴い、立ち上げ支援サービスの実施件数が増加したことによります。

④ ハードウエア売上高は、前期比5.6％減となりました。これは、Windows11への切り替え需要が終息したこと、またＰＣの価格高騰と在庫不足により販売台数が減少したことによります。

⑤ なお、営業利益は前期比9.0％減となりました。これは、人件費の増加（第２四半期における全社的な業績連動賞与の計上）によるものです。限界利益率は概ね前期並みを維持しており、第２四半期における全社的な業績連動賞与の計上は一時的なものであることから、事業の収益力が低下したというものではありません。

（2）地方公共団体事業部門の売上高の推移

地方公共団体事業部門における売上高は30,425百万円（前期比10.4％増）、営業利益は6,337百万円（同80.4％増）となりました。売上高の主な内訳は以下のとおりです。

① コンピューターサービス売上高は、前期比6.0％減となりました。これは、当社のデータセンターであるＴＫＣインターネット・サービスセンター（以下、ＴＩＳＣ）で稼働させていた、ＴＡＳＫクラウドの運用環境をガバメントクラウドに移行したことにより、データセンター利用料およびネットワーク回線利用料売上高が減少したことによるものです。

② ソフトウエア売上高は、前期比26.3％増となりました。これは標準仕様準拠システムおよびガバメントクラウドへの移行に伴い、ガバメントクラウド運用管理補助業務を新たに受託するとともに、ソフトウエア利用に係る料金体系を改定したことによるものです。なお、サブスクリプション型のソフトウエア利用料は、「ＴＡＳＫクラウド公会計システム」等の新規受託により順調に増加しています。

③ コンサルティングサービス売上高は、前期比126.0％増となりました。これは、標準仕様準拠システムおよびガバメントクラウドへの移行を支援した顧客市町村が、前期は68団体であったものが当期は96団体となり、それに伴うシステム移行支援料が増加したことによるものです。

④ ハードウエア売上高は、前期比50.8％減となりました。これは、標準仕様準拠システムへの移行に向けた庁内設置用サーバーの導入や住基ネット関連ハードウエア機器の更改が前期に集中し、当期はこれらの受注が減少したことによるものです。

⑤ なお、営業利益の伸びが売上高の伸びを上回った理由は、利益率の低いハードウエア売上高が前期よりも減少した一方で、利益率の高いシステム移行支援に係るコンサルティングサービス売上高やソフトウエア売上高が大幅に増加したことによります。

（3）印刷事業部門（子会社：株式会社ＴＬＰ）の売上高の推移

印刷事業部門における売上高は3,158百万円（前期比2.4％増）、営業利益は148百万円（同3.0％増）となりました。売上高の主な内訳は以下のとおりです。

① データ・プリント・サービス（以下、ＤＰＳ）関連商品の売上高は、前期比4.1％増となりました。これは、一部顧客のDM等の発送中止等による売上減少はあったものの、主要顧客から新たな販促DM作成業務や調査票（事業活動調査等）印刷業務の受託、アウトソーシングとして年末調整に係る必要書類の回収案内業務の受託、令和８年２月の衆議院選挙に係る通知業務の受託があったことによります。

② ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比2.2％増となりました。これは、デジタル化の進展により顧客企業における帳票・伝票等印刷業務の需要が減少傾向にあるものの、一部顧客

からの産業廃棄物管理票の受注が堅調であることによります。

③ 商業美術印刷（カタログ、書籍等）関連の売上高は、前期比22.3％減となりました。これは、カタログ・パンフレット等作成業務の受注が減少したことによります。

④ なお、営業利益の伸びが売上高の伸びを上回った理由は、利益率の高いＤＰＳ関連商品の売上高が伸長したこと、さらに、令和８年６月に価格改定（値上げ）を実施したことなどによります。

３．会計事務所事業部門の営業活動と経営成績

会計事務所事業部門では、ＴＫＣ会員事務所とその関与先企業の持続的な発展を支援するために、ＴＫＣ会員１万1,600名（令和８年９月末日現在）が組織するＴＫＣ全国会と密接に連携し、「黒字決算と適正申告」を実現するためのシステムやサービスの開発に取り組んでいます。

また、上場企業などの大企業や法律事務所、大学・法科大学院等に対しても各種クラウドサービスを提供しています。

（１）「黒字決算と適正申告の実現」に向けた活動

①月次決算の実施を前提とし、仕訳データの遡及的な訂正加除の処理を禁止するＴＫＣシステム

当社が提供する財務会計システムの最大の特長は、ＴＫＣ会員事務所が関与先企業に毎月実施する巡回監査と月次決算を前提とし、巡回監査実施後の仕訳データについて、遡及的な訂正加除の処理を禁止しているところにあります。この特長を生かし、当社が無償で発行している「記帳適時性証明書」では、ＴＫＣ会員が関与先企業を毎月訪問し、正しい会計記帳を指導（巡回監査）しながら、月次決算、確定決算ならびに電子申告に至るまでの全ての業務プロセスを一気通貫で適時に完了したことを当社が第三者として証明しています。また、記帳適時性証明書に加え、ＴＫＣ会員が実践する「税理士法第33条の２に基づく添付書面」や日本税理士会連合会、全国信用保証協会連合会が制定した「中小会計要領チェックリスト」を税務申告時に提出することで、決算書の信頼性が高まります。こうした活動の結果、ＴＫＣシステムの利用による法人税の電子申告件数は65万8,000件を超えました。

②ＡＩエージェントの提供開始

生成ＡＩの業務活用が急速に進展するなかで、会計事務所が取り扱う財務・給与・税務情報などの機密データを安全に活用できる環境の整備が重要となっています。当社は令和８年５月に、税理士法に定める守秘義務、使用人監督義務、ならびに個人情報保護法に対応したＡＩエージェントサービスを開始することを公表し、7月にプロトタイプを公開。10月にパイロット版の提供を開始しました。当サービスは、データ保護を製品設計段階から組み込む「Governance by Design 方式」と、税理士等による確認・承認を前提とする「Human in the Loop 方式」を採用し、利便性と信頼性を両立しています。また、ＡＩが参照するデータをＴＫＣシステム内に限

定する「Platform-Native AI 方式」を採用することにより高度なセキュリティーと安全性を確保しています。こうした当社の開発方針は、その後、日本税理士会連合会が発表した「税理士事務所のためのＡＩ・クラウド活用ガイドライン」の考え方に合致しています。当社が提供する会計事務所向け「ＯＭＳエージェント」およびＴＫＣ会員の関与先企業向け「ＦＸエージェント」は、会計事務所の生産性向上や人手不足への対応、関与先企業への高付加価値サービスの提供を支援します。

③ＴＫＣシステム活用企業の黒字企業割合が58.1％に上昇

当社は、ＴＫＣ会員事務所による月次巡回監査と月次決算体制の構築支援を通じて、関与先企業の「黒字決算と適正申告」の実現を支援しています。

令和８年６月に発行した令和８年版「ＴＫＣ経営指標（ＢＡＳＴ）」によれば、ＴＫＣシステムを活用する企業の黒字企業割合は58.1％となり、前年から1.1ポイント上昇しました。これは国税庁が公表する全法人の黒字申告割合（37.3％）※を大きく上回る水準です。人手不足や物価高騰により中小企業を取り巻く経営環境が一層厳しさを増すなか、当社システムと会員事務所による支援が、中小企業の持続的な黒字化に着実に貢献していることを示すものと考えています。

※令和７事務年度法人税等の申告（課税）事績の概要より

④「ＴＫＣファストリンク」の融資実行額が累計135億円を突破

令和７年９月から開始されたＴＫＣ全国会と日本政策金融公庫の提携融資スキーム「ＴＫＣファストリンク」は、関与先企業の円滑な資金調達を支援する取り組みとして利用が拡大しています。サービス開始から１年経過した令和８年８月末の融資実行額は累計135億円を突破しました。申し込みから融資決定までの期間は創業融資を含め平均2.4営業日であり、その間、貸倒れは１件も発生していないとの報告を日本政策金融公庫から受けています（令和８年９月末日現在）。

本スキームは、ＴＫＣ会員事務所が作成する信頼性の高い決算書、月次試算表、経営計画書等を活用し、日本政策金融公庫による融資判断の迅速化を支援するものです。通常の融資審査と比べて短期間で融資判断の回答が行われる点に特長があり、金利上昇局面における中小企業の資金繰り支援商品として重要性が高まっています。当社は、ＴＫＣモニタリング情報サービスにより提供される信頼性の高い財務情報を基盤として、金融機関との連携をさらに強化してまいります。

⑤関与先企業における経理業務のデジタル化を支援

消費税インボイス制度の施行後、中小企業から大企業に至るまで経理担当者の業務負担は高い水準にあり、その解決には本格的な業務のデジタル化が不可欠です。当社は、証憑から日々の仕訳、試算表、決算書の作成、申告・納税までをデジタルシームレスで一気通貫に行えるＴＫＣシステムの活用を推進するとともに、経理業務全般のデジタル化を支援しています。

令和８年５月には、ペポルインボイスを容易に送受信できるPeppol送受信ツール「ペポるん」の

パイロット版を提供開始しました。本ツールは、ＴＫＣシステム未利用の事業者に広く公開している点に特長があります。ペポルインボイスは、普及が進めば進むほど、その利用企業が便利になります。このことを踏まえ、「ペポるん」の提供により、ペポルインボイスのさらなる普及・拡大に努めてまいります。なお、当社のペポルアクセスポイントを利用するユーザー数は令和８年９月末日現在で9,000社を突破しました。

⑥会員導入（ＴＫＣ全国会への入会促進）

当社は、ＴＫＣ全国会ニューメンバーズ・サービス委員会と連携し、新規ＴＫＣ会員の増強活動に取り組んでいます。その結果、令和７年10月から令和８年９月末日までに352件の新規入会がありました。年間350件を超える入会は３年連続となります。

（２）大企業市場への展開

当社は、連結会計システム（平成11年）および連結納税システム（平成15年）の開発を契機として、上場企業を中心とした大企業向けの営業を展開することになりました。ただし、この事業は、全てＴＫＣ全国会との共同事業として行っており、その目的は、大企業の税務・会計業務のコンプライアンスの向上と事務の合理化に貢献することです。その上で、これらの大企業およびその関係会社をＴＫＣ会員の関与先企業とすることを究極の目標としています。

①デジタルインボイスの推進

当社はデジタルインボイス推進協議会（ＥＩＰＡ）で令和５年から３年間にわたり代表幹事法人を務め、令和８年８月からは幹事法人として、デジタルインボイスの普及活動に取り組んでいます。令和８年８月から開始したオンデマンドセミナー「デジタルインボイスの最新動向と今何をすべきか」は、260名を超える申し込みを得ました。当社では今後もペポルインボイスの利活用と機能拡充を進め、請求書の発行・受領から会計処理、税務申告までをデジタルで一気通貫して処理できる「デジタルシームレス」の実現を通じて、国際的なデジタル化への対応を支援してまいります。

②新リース会計基準への対応支援

令和６年９月13日に企業会計基準委員会より、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等が公表され、上場企業では令和９年４月から強制適用されることになりました。当社では主に上場企業を対象に新リース会計基準対応を支援しており、令和８年８月から「新リース会計基準×税務・税効果」、同９月から「新リース会計基準の最新情報～ＴＫＣ実務対応事例第２弾～」のセミナーをオンデマンド配信し、あわせて2,200名を超える申し込みを得ました。今後も新リース会計基準対応に関する情報発信に取り組むとともに、「固定資産管理システム（FAManager）」の導入拡大を通じて、上場企業における新リース会計基準への対応を支援します。

③大企業市場でのシェア拡大

当社が提供する「グループ通算申告システム（ｅ－ＴＡＸグループ通算）」は、市場からの評価が高く、グループ通算制度を採用する80％超の企業に利用されています。また、資本金１億円超の企業に法人税の電子申告が義務化されたことを背景に、約２万社（令和８年９月末日現在）とされる資本金１億円超企業に電子申告の提案を行い、その約46％において「法人電子申告システム（ASP1000R）」や「グループ通算申告システム（ｅ－ＴＡＸグループ通算）」をご利用いただいています。令和８年３月に提供開始した「ｅ－ＴＡＸ事業所税」では令和８年９月末日現在で導入企業数が上場企業を中心に570社を突破し、事業所税に関する業務の効率化を支援しています。あわせて上場企業の67％が登録している会計・税制の改正情報を迅速にお知らせする無料のメールマガジン「ＴＫＣエクスプレス」の登録者が令和８年９月末日現在で５万名を突破し、上場企業を中心とした多くの経理担当者にタイムリーな情報入手手段として活用いただいています。

こうした活動の結果、「ＴＫＣ連結グループソリューション」の利用企業グループ数は、令和８年９月末日現在で約6,640企業グループとなりました。現在、日本の上場企業における市場シェアは44％に達しており、日本の上場企業の売上高トップ100社のうち94社（94％）が当社のシステムを利用して消費税、法人税、地方税等の電子申告を行っています。

（３）法律情報データベースの市場拡大

当社は、税務判例データベースの構築という税理士事務所を支援するために開始した事業が各方面から注目されたことにより、今日ではわが国の法曹界、大学等のアカデミック市場、企業法務部門、官公庁・自治体、さらには海外の機関や大学などを対象に広く法律情報サービスを提供するに至っています。

①「ＴＫＣローライブラリー」の収録数やコンテンツの拡充

当社は、業界最大の判例収録数（36万7,000件超）を誇るとともに、最新情報を迅速に追録する法律情報データベース「ＴＫＣローライブラリー」を提供し、その品質の高さにより利用者から高い評価を得ています。判例情報（LEX/DB）を中心に、法令、文献情報、法律専門誌と専門書籍、関連する付加情報を網羅するとともに、常時ライブラリーのコンテンツ拡充および収集活動に注力し、利用者の利用価値をさらに高められるよう活動しています。

当期においては、ＴＫＣ会員事務所をはじめ大学や法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部、海外の研究機関などでの利用が進み、令和８年９月末日現在、３万2,500の諸機関で７万7,500ＩＤの登録に至っています。令和８年度からは、最高裁判所をはじめとする全国の裁判所、国税庁および全国の税務署での利用が開始され、利用アクセス数は前年比２倍超となっています。

②アカデミック市場への展開

当社が提供する「ＴＫＣ法科大学院教育研究支援システム」や「ＴＫＣローライブラリー」は、いつでもどこでもオンラインで利用できること、他社をしのぐ多様なコンテンツを収録していること、さらにレポート提出・オンライン演習・テスト機能等を搭載し、授業と自学自習を支援する仕組みとなっていることが特長です。その結果、令和８年度において160を超える大学で採用され、教員、学生から高く評価されています。

また、司法試験受験を目指す法科大学院生や修了生、予備試験合格者に対する模擬試験サービス「ＴＫＣ全国統一模試」を展開し、司法試験への対応を支援しています。法務省は、令和８年７月から司法試験のＣＢＴ試験（コンピューターを利用する試験方式）を開始しました。当社はこれに対応した「ＴＫＣデジタルテスト」を開発したことにより、令和８年１月以降、法科大学院の定期試験や学内テストによる本サービスの利用が増加しています。

また、令和８年ＴＫＣ全国統一模試は、令和８年３月から５月にかけて本番同様に全国のテストセンターで実施したため、本番環境を実体験したい受験生の申し込みが集中しました。結果、令和８年の司法試験受験予定者の７割を超える約2,930名が受験し、９年連続業界１位の受験者数を誇るスタンダード模試の地位を維持しています。今後もその役割を果たすべく、ＣＢＴ試験・テストセンター受験に対応し、さらなるサービスの充実を図ります。

４．地方公共団体事業部門の営業活動と経営成績

地方公共団体事業部門は、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、地方公共団体に専門特化した情報サービスを展開しています。当社が地方公共団体に対して提供する「ＴＫＣ行政クラウドサービス」は、令和８年９月末日現在で1,150を超える地方公共団体（都道府県、市区町村等）に採用されています。

（１）顧客164市町村において地方公共団体情報システム標準化を完了

地方公共団体は、デジタル庁および所管省庁が定めた標準仕様準拠システムの利用が義務付けられ、ガバメントクラウド環境での利用も努力義務とされました。当社は、令和６年12月23日にガバメントクラウド環境での標準仕様準拠システムの稼働を開始した栃木県真岡市を皮切りに、前期末までに68団体、そして当期は、96団体の標準仕様準拠システムおよびガバメントクラウドへの移行を支援しました。その結果、国が定める移行期限（令和８年３月末日）までに、当社の基幹業務システムを利用する顧客164団体（48市、99町、17村）がガバメントクラウド環境で標準仕様準拠システムを稼働させています。また当期において、移行後のシステム環境で初となる当初賦課業務も計画どおり完了しました。

（２）行政サービスのデジタル化支援サービスを推進

当社は、窓口業務のデジタル化「３ない窓口（行かない・待たない・書かない）」の実現を支

援する「行政サービス・デジタル化支援ソリューション」を開発・提供しています。
当期においては、「ＴＡＳＫクラウドかんたん窓口システム」がデジタル庁の「令和８年度ガバメントクラウドにおける地方公共団体への窓口DXSaaS提供事業者」に認定されました。その結果、令和８年９月末日現在、「ＴＡＳＫクラウドかんたん窓口システム」は130団体、「ＴＡＳＫクラウドスマート申請システム」は、大阪市や横浜市など政令指定都市を含む70団体、「ＴＡＳＫクラウドマイナンバーカード交付予約・管理システム」は210団体、「ＴＡＳＫクラウド証明書コンビニ交付システム」は290団体に採用されています。なお、兵庫県神戸市からの委託を受けて「パーソナルデータを活用したオンライン申請」の実証実験にも取り組みました。当社は、その成果を踏まえ、「ＴＡＳＫクラウドスマート申請システム」のさらなる機能強化を進めてまいります。

（3）第５期ｅＬＴＡＸ環境への移行および公金納付のデジタル化を計画どおり運用開始

当社は、地方税共同機構の認定委託先事業者として、同機構が運営するｅＬＴＡＸ（地方税ポータルシステム）審査システムを当社のデータセンターであるＴＩＳＣをベースにしたクラウド方式で提供しています。あわせて審査システムと各市区町村の税務システムを接続する独自の「データ連携サービス」を開発・提供しています。
本サービスの推進に当たっては、約50社のパートナー企業とアライアンス契約を締結し、提案活動を展開しました。その結果、「ＴＡＳＫクラウド地方税電子申告支援サービス」は、令和８年９月末日現在で全都道府県・市区町村の４割以上に当たる約790団体に採用されています。
ｅＬＴＡＸ（地方税ポータルシステム）は令和８年９月に第５期システムへ移行され、公金納付のデジタル化が開始されました。当社は、その移行業務を計画どおり完了し、公金収納についても順次顧客団体での運用を開始しました。

（4）内部事務のデジタル化支援サービスを推進

当社は、自治体向けの財務会計システム（歳入・歳出・予算・決算等）と固定資産台帳システム、および財務書類作成システムを一体型で管理可能な「ＴＡＳＫクラウド公会計システム」を開発・提供しています。
当期においては、「ＴＡＳＫクラウド公会計システム」と連携する電子決裁システムや文書管理システムおよび人事・給与システムの機能強化に取り組みました。この結果、「ＴＡＳＫクラウド公会計システム」は、令和８年９月末日現在、425団体を超える顧客に採用されています。今後は、既に搭載済みのペポルインボイスへの対応を含め、内部事務のデジタル化に資するサービスをさらに拡充してまいります。

５．印刷事業部門の営業活動と経営成績

当社グループの印刷事業を担う株式会社ＴＬＰでは、会計事務所事業部門の統合情報センターで使用するＴＫＣコンピューター用連続帳票や地方公共団体事業部門のアウトソーシングサービスにおける税務関係帳票等の印刷・印字をはじめ、当社顧客に提供する印刷物等を手掛けています。

また、一般企業および官公庁、市区町村等に対しては、ＤＰＳやビジネスフォーム印刷および商業美術印刷を基軸に事業を展開しています。

ＤＰＳ分野では、一般企業へのDM印刷サービス、調査会社への調査票印刷サービス、および総務、経理、人事部門の通知関連業務の合理化を目的としたビジネスプロセスアウトソーシングサービス（ＢＰＯ）を提供しています。特に、ＱＲコードの活用によりDMの効果を測定するサービスなど、顧客利用価値の向上に取り組んでいます。市区町村に対しては、各種税務関係帳票や投票所入場券などの住民に対する通知業務を支援しています。また、音声コードUni-Voice（特定非営利活動法人日本視覚障がい情報普及支援協会提供）を採用することで、二次元コードをスマートフォンで読み込むことにより印刷された文字情報を音声として聞き取ることが可能となります。ＤＰＳ分野では、こうした付加価値の高いサービスの提供に取り組んでいます。

一方、金融庁は、サプライチェーン全体のCO_2排出量（スコープ３）の開示を各企業に求めています。それに対応するためＴＬＰでは、作成した通知物等が、材料の調達・製造・納品・廃棄の過程でどれだけCO_2を排出したのかを測り提示できるサービス「ＣＦＰ（カーボン・フット・プリント）算定サービス」の提供を令和８年５月より開始しました。

ビジネスフォーム印刷分野では、ペーパーレス化の進展により、ビジネス帳票・伝票類の使用量が減少傾向にあるものの、手書き帳票や特定帳票の需要は健在であり、フォーム印刷の強みを生かした営業活動を展開しています。

また、商業美術印刷分野（カタログ、書籍等）では、顧客企業の周年行事における印刷物や、法律改正による専門書籍の改版など顧客企業が求める出版物を迅速に提供するなどの支援をしています。

６．フロンティアＡＩによるセキュリティーリスクへの対応

ＡＩ技術、特に高度な能力を持つフロンティアＡＩの急速な進歩により、サイバー攻撃の速度や巧妙さが増しており、当社が提供するシステムやサービスに対するセキュリティーリスクが高まっています。特にＯＳやミドルウエア、各種プロダクトの脆弱性発見から攻撃に至るまでの期間が短縮しており、修正プログラムの適用をより迅速かつ頻繁に行う必要が生じています。

当社は、今後も顧客にシステムを安心してご利用いただけるよう、使用している開発言語や、ミドルウエアを最新バージョンに更新し、セキュリティーの強化を図ります。

１－２．対処すべき課題

当社グループの次年度業績の見通しは、売上高は87,600百万円を予想しており、営業利益は17,900百万円、経常利益は18,550百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は12,800百万円を見込んでいます。

なお、次年度の売上高、営業利益、経常利益は当期を上回る一方で、親会社株主に帰属する当期純利益は当期を下回る予想としています。この要因は、賃上げ促進税制の廃止に伴い、次年度より税額控除が無くなることによります。

各部門の対処すべき課題は次のとおりです。

１．会計事務所事業部門の対処すべき課題

会計事務所事業部門は、圧倒的なスピード感をもって顧客に有益な情報を提供するとともに、最新のクラウド技術の活用と法令に完全準拠したシステムの開発・提供によって、顧客の業務生産性と付加価値向上を支援します。また、ＴＫＣ全国会との連携により「会計で会社を強くする」活動と「黒字決算と適正申告の実現」に取り組みます。

次年度における当部門の主要な商品・市場戦略は、以下のとおりです。

(1)「ＦＸクラウドシリーズ」の推進による「黒字決算と適正申告」の実現
(2)「ＯＭＳエージェント」と「ＦＸエージェント」推進による会計事務所と関与先企業の生産性向上
(3)「月次決算速報サービス」の普及促進による月次決算実践支援
(4)「ペポルインボイス」の普及促進によるデジタルシームレスの実現
(5)「ＴＫＣモニタリング情報サービス」の普及促進による金融機関との連携強化
(6)ＴＫＣ全国会ニューメンバーズ・サービス委員会との連携による会員導入活動の強化
(7)「ＴＫＣ連結グループソリューション」の強化・拡充による大企業の税務・会計業務の合理化
(8)「ＴＫＣローライブラリー」の利用拡大とアカデミック市場におけるＤＸ推進

２．地方公共団体事業部門の対処すべき課題

地方公共団体事業部門は、基幹業務システムを利用する顧客164団体（48市、99町、17村）について、国が定める移行期限である令和８年３月末日までに、標準仕様準拠システムへの移行支援を完了しました。これに伴う移行支援料等の一時的な売上が第59期・第60期に集中したことから、第61期は、その反動減を見込んでいます。

一方で、ガバメントクラウド運用管理補助業務の受託、ソフトウエア利用に係る料金体系の改定に加え、サブスクリプション型のソフトウエアの新規受託が堅調に推移していることから、継続的な収益の拡大を見込んでいます。

今後は、顧客の行政手続きのデジタル化を支援する「ＴＡＳＫクラウドかんたん窓口システム」や「ＴＡＳＫクラウドスマート申請システム」等の拡販を図ります。あわせて、基幹業務システムとの連携強化ならびに「ＴＡＳＫクラウド公会計システム」や文書管理システム等の内部事務のデジタル化を支援する各種システムの機能拡充を進めます。これらを今後の成長分野として位置付

け、当社が掲げる「スマート行政ＤＸ」の実現に向けた機能強化と活用支援に取り組んでまいります。

また、地方公共団体は、デジタル技術を徹底的に活用した業務改革による「効率的な行政運営」と「住民生活の利便性向上」が求められており、システム標準化移行後はこの流れがさらに加速すると予想されています。当社では、こうした変化を機会と捉え、最新技術を活用したイノベーションを創発し新たな顧客価値を創造するとともに、サポート体制を充実させることでさらなる成長につなげてまいります。

３．印刷事業部門の対処すべき課題

印刷事業部門においては、ＤＰＳ業務やＢＰＯ業務に経営資源を集中し、顧客の課題を解決するコミュニケーション実現に向けた新製品・サービスの開発に取り組みます。あわせて製品・サービスのさらなる品質と付加価値の向上、特に、ＱＲコードをはじめとするデジタル技術の印刷物への活用に努め、販路を拡大します。

なお、令和４年10月３日付で取得したＦＳＣ®森林認証（ＣｏＣ認証）の制度を生かし、お客さまの「グローバルな諸課題の解決を目指すために掲げられた持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」への対応を支援します（FSC-C®182216）。さらに、作成した通知物等が、材料の調達・製造・納品・廃棄の過程でどれだけCO_2を排出したのかを測る「ＣＦＰ（カーボン・フット・プリント）算定」と算定した結果に基づく「Ｊ－クレジット制度」を活用した「カーボン・オフセット」の実現を支援します。

４．全社の対処すべき課題

（１）ＡＩを活用した製品・サービス開発力の強化

当社の顧客である会計事務所や地方公共団体を取り巻く環境は、法制度の改正や少子高齢化、デジタル技術の進展などにより大きく変化しています。

当社は、こうした環境変化を受けて顧客が抱える課題の解決に貢献するために、ＡＩをはじめとする最新のＩＣＴを積極的に活用し、高付加価値サービスの開発・提供に取り組んでいます。第60期には、税理士・公認会計士とその関与先企業向けにＡＩエージェントを提供開始しました。それにより、税務と会計の専門家による判断と責任をシステムで守りながら業務生産性の向上を支援しています。

当社では、今後もＡＩをはじめとする最新の専門知識やスキルを有する人材の育成を推進するとともに、より付加価値の高い製品・サービスを迅速に提供できる開発体制の強化に取り組みます。

（２）サイバーセキュリティーおよび事業継続体制の強化

当社は、会計事務所やその関与先企業、上場企業、地方公共団体、大学や法律事務所など、多くの顧客にクラウドサービスを提供しており、その安全かつ安定的な提供は、当社の事業基盤を支える重要な責務であると認識しています。

近年、サイバー攻撃が高度化・巧妙化する中、当社は「安全・安心・便利」なクラウドサービスを継続して提供するため、社員教育の徹底やセキュリティー対策への継続的な投資を行い、サイバーセキュリティー対策を一層強化します。また、堅牢でセキュアなデータセンターの運営とＢＣＰ対策を継続的に強化し、災害やシステム障害等の不測の事態においても、顧客が安心して当社サービスを利用できる環境の維持・向上に取り組みます。

（3）人的資本の強化と働きがいのある職場環境の整備

当社は創業以来、「最大の財産は従業員」という理念のもと、人材育成や待遇の改善、働きやすい職場環境の整備などに取り組んできました。

少子高齢化による労働力人口の減少や働き方の多様化が進む中、持続的な成長を実現するためには、優秀な人材を継続的に確保するとともに、一人ひとりの能力を最大限に発揮できる職場環境と教育体制の整備が重要であると認識しています。事業戦略と連動した人材の採用・育成を進めるとともに健康経営を推進し、社員の専門性の向上や多様な人材が活躍できる職場環境の整備により、当社グループの人的資本の強化に取り組みます。

（4）資本効率を意識した経営と持続的な企業価値向上

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、収益力のさらなる向上とともに、資本効率を意識した経営を推進しています。

将来の成長に向けた研究開発や人材、設備などへの投資を積極的に行い、事業の競争力と収益力の強化を図るとともに、株主還元との適切なバランスを図りながら経営資源を効果的に配分します。

これらの取り組みを通じて、持続的な成長と資本効率の向上を図り、中長期的な企業価値のさらなる向上を目指します。

１－３．資金調達等についての状況

①　資金調達の状況

該当事項はありません。

②　設備投資の状況

該当事項はありません。

③　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

④　他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

１－４．直前３事業年度の財産及び損益の状況

①　企業集団の財産及び損益の状況

区分	第　57　期 令和５年９月期	第　58　期 令和６年９月期	第　59　期 令和７年９月期	第　60　期 令和８年９月期
売上高	71,915百万円	75,219百万円	83,476百万円	87,541百万円
経常利益	14,772百万円	16,035百万円	16,590百万円	18,502百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	10,826百万円	11,274百万円	12,094百万円	13,551百万円
１株当たり当期純利益	206円54銭	216円21銭	234円31銭	269円87銭
総資産	116,356百万円	124,882百万円	129,817百万円	131,721百万円
純資産	95,308百万円	102,176百万円	108,497百万円	111,103百万円

（注）「１株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数により算出しております。

②　当社の財産及び損益の状況

区分	第　57　期 令和５年９月期	第　58　期 令和６年９月期	第　59　期 令和７年９月期	第　60　期 令和８年９月期
売上高	67,660百万円	70,990百万円	78,896百万円	83,088百万円
経常利益	14,057百万円	15,752百万円	16,176百万円	18,376百万円
当期純利益	10,334百万円	11,171百万円	11,853百万円	13,557百万円
１株当たり当期純利益	197円15銭	214円23銭	229円64銭	269円99銭
総資産	107,401百万円	116,040百万円	120,748百万円	123,665百万円
純資産	91,288百万円	97,910百万円	103,735百万円	106,159百万円

（注）「１株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数により算出しております。

１－５．重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の議決権比率	主　要　な　事　業　内　容
株　式　会　社　Ｔ　Ｌ　Ｐ	100百万円	100%	データ・プリント・サービス、ビジネスフォーム企画・印刷・販売
ＴＫＣ保安サービス株式会社	10百万円	100%	警備・営繕及び清掃業務
株 式 会 社 ス カ イ コ ム	100百万円	100%	ソフトウエア・プロダクトの開発・販売
ＴＫＣカスタマーサポートサ　ー　ビ　ス　株　式　会　社	25百万円	100%	ヘルプデスクサービス業務
株 式 会 社 Ｔ　Ｋ　Ｃ　出　版	83百万円	100%	税務・会計等の書籍の出版及び月刊誌等の制作

③　企業結合の成果

1．当社の連結子会社は、上記の子会社５社であります。

2．当期の売上高は87,541百万円（前期比4.9％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は13,551百万円（前期比12.0%増）であります。

１－６．主要な借入先及び借入額（令和８年９月30日現在）

該当事項はありません。

1－7．主要な事業内容（令和８年９月30日現在）

事　業　内　容	主　要　サ　ー　ビ　ス　・　商　品	売上高比率
情報処理サービス	1．ＴＫＣ統合情報センターによるコンピューター・サービス ①　大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス ②　データストレージ・サービス ③　ダウンロード・サービス 2．ＴＫＣインターネット・サービスセンター（ＴＩＳＣ）によるコンピューター・サービス ①　インターネット・サービス ②　イントラネット・サービス ③　クラウド・コンピューティング・サービス ④　データベース・サービス ⑤　データストレージ・サービス ⑥　データバックアップ・サービス ⑦　データセキュリティー・サービス	34.6%
ソフトウエア及びコンサルティング・サービス	1．専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス 2．当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器に搭載するソフトウエアの開発・提供 3．ＴＫＣ税務研究所における事例研究と情報提供サービス 4．データセキュリティー体制の構築支援のための保守サービス 5．ユーザーに対する総合的な教育研修サービス	52.0%
事務代行及び仲介サービス	1．生命保険会社を対象とした関与先企業の保険契約者の保険料の集金事務代行を含む団体事務受託業務 2．損害保険代理業 3．会計事務所及びその関与先企業への業務・商品の仲介業務	6.2%
オフィス機器販売	当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器の販売	6.2%
サプライ販売	ＴＫＣコンピューター会計システムの利用に伴う事務用品等の販売	1.0%

１－８．主要な営業所（令和８年９月30日現在）

栃木本社（本店）		栃木県宇都宮市
東京本社		東京都新宿区
システム開発研究所		栃木県宇都宮市
インターネット・サービスセンター		栃木県宇都宮市近郊
統合情報センター（６拠点）	北海道	北海道札幌市
	栃木	栃木県宇都宮市
	東京	東京都練馬区
	中部	愛知県春日井市
	関西	大阪府茨木市
	九州	福岡県古賀市
統括センター（７拠点）	北日本	宮城県仙台市
	関東信越	埼玉県さいたま市
	首都圏	東京都新宿区
	東海北陸	愛知県名古屋市
	近畿	大阪府大阪市
	中四国	岡山県岡山市
	九州	福岡県福岡市
ＳＣＧサービスセンター（56拠点）		
地方公共団体事業部地域営業所（14拠点）		
サプライ事業部支社（２拠点）		

1－9．使用人の状況（令和８年９月30日現在）

①　企業集団の使用人の状況

事業セグメント	前期末	当期末	当期増減（△）
会計事務所事業	1,627名	1,610名	△17名
地方公共団体事業	689名	716名	27名
印刷事業	219名	225名	6名
全社（共通）	429名	463名	34名
合　計	2,964名	3,014名	50名

（注）１．使用人の数には、嘱託等が含まれており、パートタイマーは含まれておりません。
　　２．全社（共通）として記載した数は、管理部門に所属している使用人の数であります。

②　当社の使用人の状況

使用人の数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,482名	24名増	40.0歳	16.9年

（注）使用人の数には、嘱託等が含まれており、パートタイマーは含まれておりません。

1－10．その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（令和８年９月30日現在）

２－１．発行可能株式総数　120,000,000株

２－２．発行済株式の総数　49,450,366株

２－３．株主数　10,259名

２－４．上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
公益財団法人飯塚毅育英会	75,170百株	15.3%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	50,571百株	10.3%
大同生命保険株式会社	47,964百株	9.8%
ＴＫＣグループ社員持株会	31,148百株	6.3%
公益財団法人租税資料館	30,930百株	6.3%
ＳＴＡＴＥ　ＳＴＲＥＥＴ　ＢＡＮＫ　ＡＮＤ　ＴＲＵＳＴ　ＣＯＭＰＡＮＹ　５０５００１	17,323百株	3.5%
飯塚真玄	11,963百株	2.4%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	9,636百株	2.0%
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	9,565百株	1.9%
株式会社常陽銀行	8,348百株	1.7%

（注）１．当社は、自己株式256,125株を保有しております。
２．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
３．発行済株式の総数に対する所有株式数の割合の計算にあたり控除する自己株式には、役員報酬ＢＩＰ信託が所有する当社株式191,200株を含めておりません。

２－５．その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

２－６．当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

３－１．当事業年度の末日において当社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

該当事項はありません。

3－2．当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3－3．その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

4－1．取締役及び監査役の状況（令和８年９月30日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	飯塚 真規（いいづか まさのり）	社長執行役員 会計事務所事業部長	・ＴＫＣカスタマーサポートサービス株式会社代表取締役社長
代表取締役	飛鷹 聡（ひたか さとし）	専務執行役員 地方公共団体事業部長	・ＴＫＣ保安サービス株式会社 代表取締役社長
取締役	川橋 郁夫（かわはし いくお）	専務執行役員 株式会社スカイコム担当	・株式会社スカイコム 代表取締役社長
取締役	伊藤 義久（いとう よしひさ）	常務執行役員 会計事務所事業部 ｼｽﾃﾑ開発研究所 ｼｽﾃﾑ企画本部長	・ＴＫＣカスタマーサポートサービス株式会社取締役 （令和８年12月就任予定）
取締役	河本 健志（かわもと たけし）	常務執行役員 地方公共団体事業部 ｼｽﾃﾑ開発本部長	－
取締役	中嶋 芳典（なかじま よしのり）	執行役員 経営管理本部長	・株式会社ＴＬＰ取締役
社外取締役	加藤 恵一郎（かとう けいいちろう）	－	・税理士法人加藤会計事務所 代表社員 ・加藤恵一郎公認会計士事務所所長 ・株式会社加藤企画代表取締役
社外取締役	渥美 優子（あつみ ゆうこ）	－	・Kollectパートナーズ法律事務所 パートナー弁護士 ・株式会社Synspective社外取締役 ・株式会社エクサウィザーズ 社外監査役
社外取締役	加藤 隆（かとう たかし）	－	－

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
常勤監査役	五十嵐（いがらし） 康生（やすお）	－	・ＴＫＣ保安サービス株式会社 監査役 ・ＴＫＣカスタマーサポート サービス株式会社監査役 ・株式会社ＴＬＰ監査役
常勤監査役	岩井（いわい） 康治（こうじ）	－	－
社外監査役	妙中（たえなか） 茂樹（しげき）	－	・税理士法人たえなか代表社員 ・妙中茂樹公認会計士事務所所長 ・株式会社デンキョーグループホール ディングス社外監査役 ・サンセイ株式会社社外監査役
社外監査役	原田（はらだ） 伸宏（のぶひろ）	－	・原田公認会計士・税理士事務所所長 ・有限会社ビジネスブレイン原田会計 代表取締役 ・株式会社ビジネスサポート原田会計 代表取締役

（注）１．渥美優子氏は、婚姻により菊地姓となりましたが旧姓の渥美で業務を執行しております。
２．監査役妙中茂樹氏及び監査役原田伸宏氏は公認会計士・税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
３．当社は、取締役加藤恵一郎氏、取締役渥美優子氏及び取締役加藤隆氏ならびに監査役妙中茂樹氏及び監査役原田伸宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

４－２．責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第１項の定めにより、各社外取締役及び各社外監査役との間で、社外取締役及び社外監査役の同法第423条第１項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

４－３．辞任した会社役員又は解任された会社役員に関する事項

該当事項はありません。

４－４．当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

(１)当事業年度に係る報酬等の額

区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数
		金銭報酬	株式報酬（ＢＩＰ信託）	
取締役（社外取締役を除く。）	242	224	18	6名
監査役（社外監査役を除く。）	30	30	－	2名
社外取締役	28	28	－	3名
社外監査役	19	19	－	2名
合計	321	303	18	13名

（注）１．当事業年度末現在の取締役は９名（うち社外取締役は３名）、監査役は４名（うち社外監査役は２名）であり、取締役・監査役の合計は13名であります。

２．取締役の報酬限度額は、平成21年12月22日開催の第43期定時株主総会において、年額480百万円と決議いただいております。なお、取締役の報酬額は、上記の総額の範囲内で、業績に連動させて決定しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、12名（うち、社外取締役は１名）です。また、別枠で、平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会において、株式報酬制度（役員報酬ＢＩＰ信託）の限度額として、３事業年度を対象として500百万円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、８名です。また、当初の対象期間においては、上記の金額を上限とする金員に加えて、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、取締役等（ストックオプション付与後に取締役等を退任し使用人となった者を含む。）に付与するポイントに係る当社株式の取得原資として970百万円を上限とする決議をいただいております。

なお、令和７年２月13日開催の取締役会において、信託期間を３年間延長し、株式報酬（ＢＩＰ信託）を継続することを決定しております。

３．監査役の報酬限度額は、平成21年12月22日開催の第43期定時株主総会において、年額80百万円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、４名（うち、社外監査役は２名）です。

４．上記報酬等の総額には、社外取締役を除く取締役６名に付与した株式報酬制度（役員報酬ＢＩＰ信託）による報酬額が含まれております。なお、令和元年12月20日開催の第53期定

時株主総会決議により、取締役等の株式報酬を業績連動報酬とすることとしております。また、監査役については、監査役会からの申し出により、取締役会決議に基づき、ポイントは付与しておりません。

5．取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当社の決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当社の決定方針に沿うものであると判断しております。

(2)役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、令和８年２月13日開催の取締役会において、当社役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の改定を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当社の決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当社の決定方針に沿うものであると判断しております。

当社役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

① 役員報酬の体系

役員報酬は、「金銭報酬（「固定報酬」と「臨時報酬」）」と「株式報酬（ＢＩＰ信託）」で構成されます。

② 役員報酬の限度額

平成21年12月22日開催の第43期定時株主総会の決議により年額の金銭報酬の限度額を定め、取締役の報酬等の額を「480百万円以内」、監査役の報酬等の額を「80百万円以内」としております。また、取締役（社外取締役及び国外居住者を除く。）、執行役員（国外居住者を除く。）については、この報酬限度枠とは別枠にて、株式報酬（ＢＩＰ信託）として、平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会の決議により、３事業年度を対象に取締役及び執行役員に500百万円を上限としております。また、各事業年度において支給する報酬総額は、会社法第361条及び第387条に基づく株主総会決議による役員報酬限度額の範囲内とし、かつ前期に達成した全社限界利益額の１％以内としております。

なお、ここでいう役員報酬とは、取締役の金銭報酬及び株式報酬、監査役の金銭報酬（「臨時報酬」を除く）、並びに取締役ではない執行役員の執行役員手当のうち株式報酬部分をいいます。

（注１）平成18年12月22日開催の第40期定時株主総会において、賞与を報酬額内で支給できる旨の決議を得ております。

（注２）令和７年２月13日開催の取締役会において、信託期間を３年間延長し、株式報酬（Ｂ

ＩＰ信託）を継続することを決定しております。

③ 役員報酬の決定に関する方針

1)執行役員を兼務する取締役の報酬に関する方針

a)執行役員を兼務する取締役の金銭報酬（固定報酬）の増額改定は、次の２つを全て達成した時に行うことができるものとします。

・ＴＫＣ単体決算における全社売上高前期比３％超の増収、限界利益と経常利益ともに前期比の増益。

ただし、担当部門等がある取締役は、全社を担当部門等に読み替えるものとする。

・ＴＫＣ単体決算における自己資本比率83％以上の実現。

ただし、自己資本比率の計算からは投資有価証券のうち政策保有株式の評価差額の影響を除外するものとします。

さらに、関係会社を吸収合併する等の理由により、一時的に資産、負債及び純資産の額が大きく変動する場合は、その影響を除外するものとします。

また、全社売上高、限界利益、経常利益の前期比について、会計基準の変更があった場合は、適用初年度に限りその影響を除外するものとします。

b)執行役員を兼務する取締役の金銭報酬（固定報酬）は、担当部門等における限界利益の前期比を指標として業績達成状況を評価し、取締役会において決定します。また、限界利益について、会計基準の変更があった場合は、適用初年度に限りその影響を除外するものとします。

c)上記b)に加え、役員改選後の重任時に上記a)b)への貢献度によって在任年数に関する加算を検討できるものとします。

d)金銭報酬（臨時報酬）は、極めて顕著な業績を達成した場合その他特段の事由が生じた場合に、取締役会で支給を決定できるものとします。

e)なお、担当部門等の業績が２期連続して目標未達の場合は、翌年の報酬額を減額します。また、重大な事故又は損失等を発生させた場合も、報酬額等を減額する場合があります。

f)上記a)からe)を原則とするが、取締役会は指名・報酬諮問委員会からの答申を尊重するものとします。

2)執行役員を兼務しない取締役の報酬に関する方針

a)執行役員を兼務しない取締役は、業績評価の対象外とします。

b)執行役員を兼務しない取締役のうち、社外取締役に通常の職責を超える事項を依頼する場合は、独立性基準（役員報酬以外の報酬は年間1,000万円未満）を遵守した上で別途締結する契約に基づく顧問報酬等を支払うものとします。

3)監査役の報酬に関する方針

a)監査役は、業績評価の対象外とし、金銭報酬（「臨時報酬」を除く）のみとします。

b)監査役のうち、社外監査役に通常の職責を超える事項を依頼する場合は、独立性基準（役員報酬以外の報酬は年間1,000万円未満）を遵守した上で別途締結する契約に基づく顧問報酬等を支払うものとします。

4)取締役ではない執行役員の報酬に関する基本方針

a)取締役ではない執行役員には、従業員給与に加えて執行役員手当を支給します。

b)取締役ではない執行役員の執行役員手当は、金銭報酬及び株式報酬で構成します。

c)執行役員手当は以下の４点を勘案して業績評価を行い、取締役会において決定します。

・担当部門等の業績達成状況。

・本人によるマーケティング又はイノベーションの成果。

・担当業務の専門性及び本人の部門業績改善への貢献度。

・役位及び当該役位における在任年数。

なお、担当部門等の目標を２期継続して未達成の場合及び重大な事故又は損失等を発生させた場合は、期中においても執行役員手当の支給を停止することができるものとします。

④ 役員報酬の決定方法

当社は、取締役の報酬に関して、委員長及び委員の過半数を独立社外役員で構成する指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会の答申結果（個人別の報酬等の総額、報酬等の種類別の割合について、役位、担当業務の業績等を考慮しながら総合的に勘案）を尊重の上、取締役会で決定しております。また、監査役の報酬は、株主総会で承認を受けた範囲内で、監査役の協議により決定しております。指名・報酬諮問委員会は、以下の内容について審議し、取締役会に答申しております。

1)取締役及び役付執行役員候補を指名するに当たっての方針と手続

2)取締役及び役付執行役員の選解任

3)取締役及び役付執行役員の報酬等を決定するに当たっての方針

4)取締役及び役付執行役員の個人別の報酬の決定に関する方針

5)取締役及び役付執行役員の個人別の報酬

6)取締役及び役付執行役員の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

7)子会社の代表取締役及び監査役の選解任及び個人別の報酬

8)その他、前各号に関して取締役会が必要と認めた事項

⑤ 信託を用いた株式報酬制度の一部変更

令和元年12月20日開催の第53期定時株主総会において、株式報酬（ＢＩＰ信託）を従来の役位等に基づきポイントを付与する方式から業績連動型に変更することをご承認いただきました。

これは、信託期間中の毎事業年度の所定の時期に、同年９月30日で終了する事業年度において、第一条件として全社の売上高及び経常利益が増収増益で終了したこと、及び第二条件として当社単体の自己資本比率が80％超であったことを要件とし、全社業績目標（限界利益及び経常利益）の前年対比の比率により、個人別に基本交付株数の０％から120％の範囲でポイントを付与する方法への変更となります。

また、監査役会からの申し出を受け、令和２年１月度定例取締役会において監査役へのポイントを付与しないことを決議しております。当事業年度においては、変更後の制度に基づき株式報酬額を算定しております。

なお、取締役等に付与される１事業年度あたりのポイント総数の上限は、平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会でご承認いただいた34,000ポイントのままとし変更するものではありません。

⑥ 算定方法

ポイント ＝ （月額役員報酬額 ÷ 信託平均取得株価 × 50％ × 限界利益額の前年対比比率）
＋ （月額役員報酬額 ÷ 信託平均取得株価 × 50％ × 経常利益額の前年対比比率）

※１：信託平均取得株価とは、当該株式報酬（ＢＩＰ信託）の設定に際して、本信託により取得された会社株式の平均取得株価をいいます。

※２：限界利益とは、売上高から売上高に比例して変動する費用（変動費）を控除した金額であり、製品ミックスにより変動します。当社は、限界利益率を重要な経営指標と見なしており、その目標値を60％に設定しています。

※３：限界利益及び経常利益の前年対比比率は、０％から120％の範囲で変動します。

※４：当事業年度における限界利益額の前年対比比率は110.3％、経常利益額の前年対比比率は113.6％です。

４－５．その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

４－６．社外役員に関する事項

①　他の法人等の業務執行者又は社外役員等の重要な兼職に関する事項

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	加藤恵一郎	税理士法人加藤会計事務所 加藤恵一郎公認会計士事務所 株式会社加藤企画	代表社員 所長 代表取締役
取締役	渥美優子	Kollectパートナーズ法律事務所 株式会社Synspective 株式会社エクサウィザーズ	パートナー弁護士 社外取締役 社外監査役
取締役	加藤隆	－	－
監査役	妙中茂樹	税理士法人たえなか 妙中茂樹公認会計士事務所 株式会社デンキョーグループホールディングス サンセイ株式会社	代表社員 所長 社外監査役 社外監査役
監査役	原田伸宏	原田公認会計士・税理士事務所 有限会社ビジネスブレイン原田会計 株式会社ビジネスサポート原田会計	所長 代表取締役 代表取締役

（注）１．税理士法人加藤会計事務所、加藤恵一郎公認会計士事務所及び株式会社加藤企画と当社との間に、重要な取引その他特別な関係はありません。

２．Kollectパートナーズ法律事務所、株式会社Synspective及び株式会社エクサウィザーズと当社との間に、重要な取引その他特別な関係はありません。

３．税理士法人たえなか、妙中茂樹公認会計士事務所、株式会社デンキョーグループホールディングス及びサンセイ株式会社と当社との間に、重要な取引その他特別な関係はありません。

４．原田公認会計士・税理士事務所、有限会社ビジネスブレイン原田会計及び株式会社ビジネスサポート原田会計と当社との間に、重要な取引その他特別な関係はありません。

②　会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係

該当事項はありません。

③　各社外役員の主な活動状況

氏　　名	地　　位	出　　席　　回　　数		発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会	監査役会	
加藤恵一郎	取締役	13回／13回	－	ＴＫＣ全国会の事業目的の実現に向けた運動について、ＴＫＣ全国会の副会長としての経験と知見に基づいた客観的・独立的な見地から助言や提言を行いました。当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。
渥美優子	取締役	13回／13回	－	弁護士および他社における社外取締役としての豊富な実務経験と知見に基づいた客観的・独立的な見地から助言や提言を行いました。当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。
加藤　隆	取締役	13回／13回	－	地方税共同機構の理事長として地方税の電子化推進に携わった実績と地方行政システム等に関する高い知見に基づいて、客観的・独立的な見地から助言や提言を行いました。当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。

氏名	地位	出席回数		発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会	監査役会	
妙中茂樹	監査役	13回／13回	5回／5回	社外監査役として多くの企業に携わり培ってきた取締役監査の知見に基づき、客観的・独立的な見地から、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための助言・提言を行っております。当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献しました。また、監査役会にて、当社のコンプライアンス向上のため適宜、必要な発言を行っております。
原田伸宏	監査役	13回／13回	5回／5回	公認会計士・税理士・会計参与として多くの企業の経営支援に携わった経験と知見に基づいて、客観的・独立的な見地から助言や提言を行いました。当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献しました。また、監査役会にて、当社のコンプライアンス向上のため適宜、必要な発言を行っております。

④　親会社又は子会社等からの役員報酬等の総額

該当事項はありません。

5．会計監査人に関する事項

5－1．名称

EY新日本有限責任監査法人

5－2．辞任した又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

5－3．現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

5－4．過去２年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

5－5．責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

5－6．当事業年度に係る報酬等の額　　48百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、「会計監査人との連携に関する実務指針」（公益社団法人日本監査役協会）を踏まえ、取締役、社内関係部門及び会計監査人からの必要資料の入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬見積の算出根拠などを確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項に従い同意しております。

５－７．非監査業務の内容

当社は、当社の監査公認会計士等に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である監査・保証実務委員会実務指針3402「受託業務に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針（日本公認会計士協会　令和元年８月１日）」に基づいて、当社のＡＳＰサービス業務に係る内部統制に関する保証業務を委託しております。なお、その対価として11百万円を支払っております。

５－８．当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

59百万円

５－９．解任又は不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障ある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に係る議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に上程することといたします。

～～～

貸借対照表

(令和８年９月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**43,823**	**流動負債**	**16,615**
現金及び預金	32,267	買掛金	2,433
売掛金	7,739	リース債務	1
契約資産	642	未払金	2,477
リース投資資産	1	未払法人税等	3,156
商品	177	未払事業所税	69
原材料及び貯蔵品	154	未払消費税等	1,023
前払費用	1,837	契約負債	1,296
未収入金	34	前受金	374
その他	991	預り金	246
貸倒引当金	△22	賞与引当金	5,320
固定資産	**79,841**	工事損失引当金	7
有形固定資産	**15,647**	設備未払金	208
建物	6,538	**固定負債**	**890**
構築物	129	リース債務	0
車両運搬具	0	株式給付引当金	403
工具、器具及び備品	2,448	保証損失引当金	3
土地	6,530	その他	483
無形固定資産	**7,442**	**負債合計**	**17,506**
ソフトウエア	5,245	**(純資産の部)**	
ソフトウエア仮勘定	2,176	**株主資本**	**97,491**
電話加入権	20	資本金	5,700
その他	0	資本剰余金	5,409
投資その他の資産	**56,751**	資本準備金	5,409
投資有価証券	25,311	利益剰余金	87,685
関係会社株式	1,289	利益準備金	688
出資金	0	その他利益剰余金	86,997
長期貸付金	6	別途積立金	86,657
長期前払費用	1,397	繰越利益剰余金	339
前払年金費用	792	自己株式	△1,303
繰延税金資産	4,885	**評価・換算差額等**	**8,668**
長期預金	21,500	その他有価証券評価差額金	8,668
差入保証金	1,465	**純資産合計**	**106,159**
長期リース投資資産	0		
その他	107		
貸倒引当金	△5		
資産合計	**123,665**	**負債及び純資産合計**	**123,665**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（令和７年10月１日から令和８年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**83,088**
売上原価		**23,424**
売上総利益		**59,663**
販売費及び一般管理費		**42,177**
営業利益		**17,485**
営業外収益		
受取利息	86	
受取配当金	675	
受取地代家賃	155	
助成金収入	9	
その他	66	992
営業外費用		
賃貸料原価	99	
その他	2	101
経常利益		**18,376**
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産除却損	11	
減損損失	66	78
税引前当期純利益		**18,299**
法人税、住民税及び事業税	5,340	
法人税等調整額	△598	4,742
当期純利益		**13,557**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（令和７年10月１日から令和８年９月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	**5,700**	**5,409**	**5,409**	**688**	**82,157**	**7,623**	**90,469**	**△3,060**	**98,517**
当期変動額									
別途積立金の積立					4,500	△4,500	－		－
剰余金の配当						△5,838	**△5,838**		**△5,838**
当期純利益						13,557	**13,557**		**13,557**
自己株式の取得								△8,756	**△8,756**
自己株式の処分			－					10	**10**
自己株式の消却			－			△10,502	**△10,502**	10,502	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	**－**	**－**	**－**	**－**	**4,500**	**△7,283**	**△2,783**	**1,757**	**△1,025**
当期末残高	**5,700**	**5,409**	**5,409**	**688**	**86,657**	**339**	**87,685**	**△1,303**	**97,491**

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	**5,218**	**5,218**	**103,735**
当期変動額			
別途積立金の積立			－
剰余金の配当			**△5,838**
当期純利益			**13,557**
自己株式の取得			**△8,756**
自己株式の処分			**10**
自己株式の消却			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,449	**3,449**	**3,449**
当期変動額合計	**3,449**	**3,449**	**2,423**
当期末残高	**8,668**	**8,668**	**106,159**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）満期保有目的の債券
　　償却原価法
（2）子会社株式及び関連会社株式
　　移動平均法による原価法
（3）その他有価証券
①　市場価格のない株式等以外のもの
　　時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
②　市場価格のない株式等
　　移動平均法による原価法

2．棚卸資産の評価基準及び評価方法

（1）商品・原材料
　　先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
（2）仕掛品
　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
（3）貯蔵品
　　最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産
　　定率法
　　ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
（2）無形固定資産
①　ソフトウエア
　1)市場販売目的のソフトウエア
　　将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（３年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却
　2)自社利用のソフトウエア
　　社内における利用可能期間を５年とする定額法
②　その他
　　定額法

4．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（3）工事損失引当金

受注に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において進行中の業務のうち、原価総額が収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合、損失見込額を引当金として計上しております。

（4）株式給付引当金

取締役等に対する当社株式の給付に備えるため、役員報酬ＢＩＰ信託に関する株式交付規定に基づき、取締役等に割り当てたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

（5）保証損失引当金

保証等による損失に備えるため、被保証先の財政状況を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

（6）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。当事業年度末については、年金資産の見込額が退職給付債務に未認識過去勤務費用を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生事業年度の費用として処理しております。

5．収益及び費用の計上基準

当社は、主に情報処理サービス、ソフトウエア及びコンサルティング・サービスの提供、サプライ用品及びオフィス機器の販売を行っております。それぞれ以下のとおり収益を認識しております。これらの収益は、契約に基づき顧客から受け取る対価の額により計上しておりますが、リベート及び返品等がある場合は、これを控除した金額で計上しております。

（1）情報処理サービスの提供

情報処理サービスの提供においては、顧客との契約に基づき、データの計算及び保管、帳票の印刷サービス等の提供を履行義務として識別しております。

情報処理サービスの提供は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客が製品を検収した時や契約の効力が確定した時等と判断しております。

（2）ソフトウエアの提供

ソフトウエアの提供においては、販売用ソフトウエアやレンタルソフトウエアの提供、受注制作ソフトウエアの提供等を履行義務として識別しております。

ソフトウエアの提供の履行義務のうち、システムに有効期間があるものは、有効期間の経過とともに履行義務が充足されるため、当該有効期間にわたって収益を認識しております。

受注制作ソフトウエアについては、開発の進捗に従って履行義務が充足されていくものと判断しております。そのため、その請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積ることができる場合には、充足された履行義務の進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積ることができない場合は、発生したコストの範囲で収益を認識（原価回収基準）しております。

上記以外の履行義務は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客がソフトウエアを検収した時や、契約で指定された利用開始日等と判断しております。

一部の取引については、当社の履行義務が、他の当事者により商品が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っていると判断しております。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

（3）コンサルティング・サービスの提供

コンサルティング・サービスの提供においては、ソフトウエア導入時のサポートサービスや、ヘルプデスクサービス等を履行義務として識別しております。

ヘルプデスクサービスについては、契約で指定された期間にわたりサービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は、契約期間の経過とともに履行義務が充足されるため、当該契約期間にわたって収益を認識しております。上記以外の履行義務は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、サービスの提供を完了した時点等と判断しております。

（4）オフィス機器及びサプライ用品の販売

オフィス機器及びサプライ用品の販売においては、コンピュータ会計用品やオフィス機器の販売を履行義務として識別しております。

オフィス機器及びサプライ用品の販売は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客が商品を検収した時や、出荷した時等と判断しております。出荷した時という判断は、出荷時から納品時までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用したものです。

一部の取引については、当社の履行義務が、他の当事者により商品が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っていると判断しております。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

6．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（1）グループ通算制度を適用しております。

（2）退職給付に係る未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

Ⅱ　会計上の見積りに関する注記

連結注記表「Ⅱ　会計上の見積りに関する注記」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

Ⅲ　貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額　20,663百万円

2．関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

（1）関係会社に対する短期金銭債権　38百万円

（2）関係会社に対する短期金銭債務　489百万円

3．取締役、監査役に対する金銭債権

短期金銭債権　5百万円

Ⅳ　損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

（1）売上高　114百万円

（2）仕入高　3,289百万円

（3）営業費用　3,124百万円

（4）営業取引以外　127百万円

Ⅴ　株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数（百株）	当事業年度増加株式数（百株）	当事業年度減少株式数（百株）	当事業年度末の株式数（百株）
普通株式	10,125	22,913	28,566	4,473

（注）1．普通株式の自己株式の株式数22,913百株の増加は、取締役会決議による自己株式の取得22,911百株、単元未満株式の買取り２百株であります。

2．普通株式の自己株式の株式数28,566百株の減少は、自己株式の消却28,511百株、役員報酬ＢＩＰ信託による給付55百株であります。

3．自己株式の当事業年度末株式数には、役員報酬ＢＩＰ信託が所有する当社株式1,912百株を含めております。

Ⅵ　税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
ソフトウエア制作費等	4,649百万円
賞与引当金	1,670百万円
退職給付信託	1,957百万円
未払事業税	203百万円
投資有価証券評価損	195百万円
賞与引当金に対応する法定福利費	217百万円
資産除去債務	107百万円
減損損失	111百万円
株式給付引当金	126百万円
その他	409百万円
小計	9,648百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△529百万円
評価性引当額小計	△529百万円
繰延税金資産合計	9,118百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	28百万円
前払年金費用	248百万円
その他有価証券評価差額金	3,955百万円
繰延税金負債合計	4,233百万円
繰延税金資産の純額	4,885百万円

2．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和３年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

Ⅶ　関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	税理士法人加藤会計事務所(注)2	北海道札幌市	7	税理士法人	―	情報処理の受託等	情報処理の受託等(注)1	25	売掛金	2
	税理士法人たえなか(注)3	大阪府大阪市	9	税理士法人	―	情報処理の受託等	情報処理の受託等(注)1	15	売掛金	2
役員	原田　伸宏	―	―	税理士	(被所有)直接(0.0)	情報処理の受託等	情報処理の受託等(注)1	32	売掛金	5

（注）１．取引条件ないし取引条件の決定方針等
情報処理の受託等の取引条件は、他の取引先と同様であります。
２．当社取締役加藤恵一郎氏の共同設立法人であります。
３．当社監査役妙中茂樹氏の共同設立法人であります。

Ⅷ　１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　2,166円38銭

２．１株当たり当期純利益　269円99銭

（注）１株当たり情報の算定に用いられた期末自己株式数及び期中平均株式数は、役員報酬ＢＩＰ信託導入に伴い設定された役員報酬ＢＩＰ信託口が所有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。
１株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、191,200株であります。
１株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、192,142株であります。

Ⅸ　重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

Ⅹ　収益認識に関する注記

連結注記表「Ⅷ　収益認識に関する注記」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和８年11月11日

株式会社　Ｔ　Ｋ　Ｃ
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　本　多　茂　幸

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　島　村　　哲

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＴＫＣの令和７年１０月１日から令和８年９月３０日までの第６０期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結貸借対照表

(令和８年９月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**49,757**	**流動負債**	**18,843**
現金及び預金	37,138	買掛金	2,589
売掛金	8,356	電子記録債務	556
契約資産	642	リース債務	152
リース投資資産	1	未払金	2,855
商品及び製品	416	未払法人税等	3,202
仕掛品	71	未払消費税等	1,121
原材料及び貯蔵品	220	契約負債	1,296
その他	2,933	賞与引当金	5,906
貸倒引当金	△22	工事損失引当金	7
固定資産	**81,964**	その他	1,156
有形固定資産	**18,018**	**固定負債**	**1,774**
建物及び構築物	7,492	リース債務	338
機械装置及び運搬具	743	株式給付引当金	403
工具、器具及び備品	2,502	保証損失引当金	3
土地	6,844	退職給付に係る負債	473
リース資産	435	その他	555
無形固定資産	**7,580**	**負債合計**	**20,618**
ソフトウエア	5,380	**(純資産の部)**	
ソフトウエア仮勘定	2,176	**株主資本**	**102,840**
その他	24	資本金	5,700
投資その他の資産	**56,364**	資本剰余金	6,286
投資有価証券	25,633	利益剰余金	92,158
関係会社株式	105	自己株式	△1,303
長期貸付金	6	**その他の包括利益累計額**	**8,263**
退職給付に係る資産	123	その他有価証券評価差額金	8,758
繰延税金資産	5,706	退職給付に係る調整累計額	△495
長期預金	21,700	**純資産合計**	**111,103**
差入保証金	1,585		
長期リース投資資産	0		
その他	1,507		
貸倒引当金	△5		
資産合計	**131,721**	**負債及び純資産合計**	**131,721**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（令和７年10月１日から令和８年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**87,541**
売上原価		**25,759**
売上総利益		**61,782**
販売費及び一般管理費		**43,936**
営業利益		**17,845**
営業外収益		
受取利息	98	
受取配当金	470	
受取地代家賃	37	
助成金収入	9	
その他	64	680
営業外費用		
支払利息	4	
自己株式取得費用	2	
為替差損	0	
持分法による投資損失	15	
その他	0	23
経常利益		**18,502**
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	3	4
特別損失		
固定資産売却損	9	
固定資産除却損	24	
減損損失	66	99
税金等調整前当期純利益		**18,406**
法人税、住民税及び事業税	5,477	
法人税等調整額	△621	4,855
当期純利益		**13,551**
親会社株主に帰属する当期純利益		**13,551**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（令和７年10月１日から令和８年９月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	**株主資本合計**
当期首残高	**5,700**	**6,286**	**94,947**	**△3,060**	**103,872**
当期変動額					
剰余金の配当			△5,838		**△5,838**
親会社株主に帰属する当期純利益			13,551		**13,551**
自己株式の取得				△8,756	**△8,756**
自己株式の処分		－		10	**10**
自己株式の消却		－	△10,502	10,502	**－**
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	**－**	**－**	**△2,789**	**1,757**	**△1,032**
当期末残高	**5,700**	**6,286**	**92,158**	**△1,303**	**102,840**

	その他の包括利益累計額			**純資産合計**
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	**その他の包括利益累計額合計**	
当期首残高	**5,288**	**△664**	**4,624**	**108,497**
当期変動額				
剰余金の配当				**△5,838**
親会社株主に帰属する当期純利益				**13,551**
自己株式の取得				**△8,756**
自己株式の処分				**10**
自己株式の消却				**－**
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,469	169	**3,638**	**3,638**
当期変動額合計	**3,469**	**169**	**3,638**	**2,606**
当期末残高	**8,758**	**△495**	**8,263**	**111,103**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

Ⅰ　連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1．連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数　５社

（2）連結子会社の名称

株式会社ＴＬＰ
株式会社スカイコム
ＴＫＣ保安サービス株式会社
ＴＫＣカスタマーサポートサービス株式会社
株式会社ＴＫＣ出版

2．持分法の適用に関する事項

（1）持分法適用関連会社の数　１社

（2）持分法適用関連会社の名称

アイ・モバイル株式会社

アイ・モバイル株式会社は、決算日が３月末日であり連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行っております。

3．会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

1)満期保有目的の債券

償却原価法

2)その他有価証券

ａ．市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ｂ．市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②　棚卸資産の評価基準及び評価方法

1)商品・原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2)製品

主に売価還元法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

3)仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

4)貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

1)ソフトウエア

ａ．市場販売目的のソフトウエア

将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（３年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却

ｂ．自社利用のソフトウエア

社内における利用可能期間を５年とする定額法

2)その他

定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（3）重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 工事損失引当金

受注に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において進行中の業務のうち、原価総額が収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合、損失見込額を引当金として計上しております。

④ 株式給付引当金

取締役等に対する当社株式の給付に備えるため、役員報酬ＢＩＰ信託に関する株式交付規定に基づき、取締役等に割り当てたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

⑤ 保証損失引当金

保証等による損失に備えるため、被保証先の財政状況を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

（4）退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、当連結会計年度において認識すべき年金資産が退職給付債務を超過する場合には、退職給付に係る資産として投資その他の資産に計上しております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生連結会計年度の費用として処理しております。

③ 未認識過去勤務費用

未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

（5）重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に情報処理サービス、ソフトウエア及びコンサルティング・サービスの提供、サプライ用品及びオフィス機器の販売を行っております。それぞれ以下のとおり収益を認識しております。これらの収益は、契約に基づき顧客から受け取る対価の額により計上しておりますが、リベート及び返品等がある場合は、これを控除した金額で計上しております。

① 情報処理サービスの提供

情報処理サービスの提供においては、顧客との契約に基づき、データの計算及び保管、帳票の印刷サービス等の提供を履行義務として識別しております。

情報処理サービスの提供は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客が製品を検収した時や契約の効力が確定した時等と判断しております。

② ソフトウエアの提供

ソフトウエアの提供においては、販売用ソフトウエアやレンタルソフトウエアの提供、受注制作ソフトウエアの提供等を履行義務として識別しております。

ソフトウエアの提供の履行義務のうち、システムに有効期間があるものは、有効期間の経過とともに履行義務が充足されるため、当該有効期間にわたって収益を認識しております。

受注制作ソフトウエアについては、開発の進捗に従って履行義務が充足されていくものと判断しております。そのため、その請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積ることができる場合には、充足された履行義務の進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積ることができない場合は、発生したコストの範囲で収益を認識（原価回収基準）しております。

上記以外の履行義務は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客がソフトウエアを検収した時や、契約で指定された利用開始日等と判断しております。

一部の取引については、当社グループの履行義務が、他の当事者により商品が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っていると判断しております。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

③ コンサルティング・サービスの提供

コンサルティング・サービスの提供においては、ソフトウエア導入時のサポートサービスや、ヘルプデスクサービス等を履行義務として識別しております。

ヘルプデスクサービスについては、契約で指定された期間にわたりサービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は、契約期間の経過とともに履行義務が充足されるため、当該契約期間にわたって収益を認識しております。上記以外の履行義務は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、サービスの提供を完了した時点等と判断しております。

④ オフィス機器及びサプライ用品の販売

オフィス機器及びサプライ用品の販売においては、コンピュータ会計用品やオフィス機器の販売を履行義務として識別しております。

オフィス機器及びサプライ用品の販売は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客が商品を検収した時や、出荷した時等と判断しております。出荷した時という判断は、出荷時から納品時までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用したものです。

一部の取引については、当社グループの履行義務が、他の当事者により商品が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っていると判断しております。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

（6）その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度を適用しております。

Ⅱ　会計上の見積りに関する注記

1．受注制作ソフトウエアに係る収益認識

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
売上高	480

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①　算出方法

売上高は、受注制作ソフトウエアの請負金額または完成までに要する原価総額を信頼性をもって見積ることができる場合、測定した履行義務の充足に係る進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、請負金額または完成までに要する原価総額を信頼性をもって見積ることができない場合は、発生した費用の範囲で収益を認識しております。

②　主要な仮定

原価総額の見積りは、受注制作ソフトウエアの請負契約ごとのスケジュールや開発工数、そして投入する開発人員が、適正かつ妥当であることを確認したうえで、請負契約ごとの開発工数に工数あたりの単価を乗じて算出しております。

なお、原価総額の見積りは、プロジェクトの開発計画の見積り開発工数と実績開発工数を定期的にモニタリングすることにより見直しを実施しております。

③　翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社は、見積原価と発生原価の比較や、その時点でのプロジェクトの進捗状況等を踏まえた最新の情報に基づいて見直した契約の原価総額は妥当なものと考えておりますが、将来の状況変化によって見積りと実績が乖離した場合は、当社グループが認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

Ⅲ　連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　26,972百万円

Ⅳ　連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(百株)	当連結会計年度増加株式数(百株)	当連結会計年度減少株式数(百株)	当連結会計年度末株式数(百株)
発行済株式				
普通株式	523,014	－	28,511	494,503
合計	523,014	－	28,511	494,503
自己株式				
普通株式	10,125	22,913	28,566	4,473
合計	10,125	22,913	28,566	4,473

(注) 1．普通株式の発行済株式数28,511百株の減少は、自己株式の消却によるものであります。
2．普通株式の自己株式における株式数22,913百株の増加は、取締役会決議による自己株式の取得22,911百株、単元未満株式の買取り２百株であります。
3．普通株式の自己株式の株式数28,566百株の減少は、自己株式の消却28,511百株、役員報酬ＢＩＰ信託による給付55百株であります。
4．自己株式の当連結会計年度末株式数には、役員報酬ＢＩＰ信託が所有する当社株式1,912百株を含めております。

2．剰余金の配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和７年12月19日定時株主総会	普通株式	3,089	60.00	令和７年９月30日	令和７年12月22日
令和８年５月13日取締役会	普通株式	2,749	55.00	令和８年３月31日	令和８年６月15日

(注) 1．令和７年12月19日定時株主総会決議による配当額の総額には、役員報酬ＢＩＰ信託が所有する当社株式に対する配当金11百万円が含まれております。
2．令和８年５月13日取締役会決議による配当額の総額には、役員報酬ＢＩＰ信託が所有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれております。

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決　　議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当金の原資	1株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
令和８年12月18日定時株主総会	普通株式	3,492	利益剰余金	71.00	令和８年９月30日	令和８年12月21日

（注）令和８年12月18日定時株主総会決議による配当額の総額には、役員報酬ＢＩＰ信託が所有する当社株式に対する配当金13百万円が含まれております。

３．当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

Ⅴ　金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、リスクの少ない安全性の高い金融資産で運用しており、主なものとして預金・社債などの金融資産で運用しております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内における与信管理に関する規定に則って、支払条件や取引先の信用状況に応じて適正な管理を行い、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、継続的に保有状況の見直しを行っております。

長期預金は、期限前解約特約付預金（コーラブル預金）が含まれております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが３ヶ月以内の支払期日であります。

（３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んだ一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

令和８年９月30日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（（注）２．参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時　価 (百万円)	差　額 (百万円)
（１）投資有価証券			
満期保有目的の債券	500	481	△18
その他有価証券	25,031	25,031	－
（２）長期預金	21,700	20,293	△1,406
資産計	47,231	45,807	△1,424

（注）１．現金及び預金については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、売掛金、買掛金、未払金は、主に短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

２．非上場株式等（連結貸借対照表計上額101百万円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額105百万円）は、市場価格のない株式等であるため、資産の「（１）投資有価証券 その他有価証券」に含めておりません。

3．金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度（令和８年９月30日現在）

区分	時　価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	18,615	－	－	18,615
社債	－	6,416	－	6,416
資産計	18,615	6,416	－	25,031

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（令和８年９月30日現在）

区分	時　価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
（１）投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	－	481	－	481
（２）長期預金	－	20,293	－	20,293
資産計	－	20,775	－	20,775

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券
上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。
長期預金
これらの時価は、元利金の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブの時価評価により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

Ⅶ　１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　2,267円28銭
２．１株当たり当期純利益　269円87銭

（注）１株当たり情報の算定に用いられた期末自己株式数及び期中平均株式数は、役員報酬ＢＩＰ信託導入に伴い設定された役員報酬ＢＩＰ信託口が所有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。
１株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、191,200株であります。
１株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、192,142株であります。

Ⅶ　重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

Ⅷ　収益認識に関する注記

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社の報告セグメントを財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

当連結会計年度（令和７年10月１日から令和８年９月30日まで）

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計
	会計事務所事業	地方公共団体事業	印刷事業	
コンピューター・サービス収入	19,265	9,257	－	28,523
ソフトウエア売上高	20,632	9,690	－	30,322
コンサルティング収入	8,132	8,356	－	16,488
オフィス機器売上高	4,930	3,120	－	8,050
会計用品売上高	997	－	－	997
印刷関連サービス収入	－	－	3,158	3,158
外部顧客への売上高	53,957	30,425	3,158	87,541

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「Ⅰ　連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記　３．会計方針に関する事項（５）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(１)契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、当社グループが顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する当社グループの権利であります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で売掛金に振り替えられます。売掛金は、契約ごとに定められた期間内に受領しております。

契約負債は、財又はサービスを顧客に移転する当社及び連結子会社の義務に対して、顧客から対価を受け取ったもの又は対価を受け取る期限が到来しているものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首の契約負債残高に含まれていた金額は、1,064百万円であります。

(２)残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度において、残存履行義務に配分した取引価格の総額は、3,102百万円であります。当該残存履行義務については、期末日後概ね５年以内に収益を認識することを見込んでおります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和８年11月11日

株式会社　Ｔ　Ｋ　Ｃ
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　本　多　茂　幸

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　島　村　　哲

監査意見
　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社ＴＫＣの令和７年１０月１日から令和８年９月３０日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＴＫＣ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために

経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる
企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、令和７年１０月１日から令和８年９月３０日までの第６０期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について、取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和８年11月12日

株式会社　Ｔ　Ｋ　Ｃ　監査役会

常勤監査役　五十嵐康生　㊞

常勤監査役　岩井康治　㊞

社外監査役　妙中茂樹　㊞

社外監査役　原田伸宏　㊞

以　上

ご参考

ウェブサイトのご案内

当社のホームページでは、株主・投資家の皆様に当社をより深くご理解いただくため、最新の情報をはじめ、業績・財務データ、歴史、社会・環境への取り組みなど様々な情報を掲載しております。ぜひご覧ください。

https://www.tkc.jp/company/top/











定時株主総会会場ご案内図

会　場

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
当社栃木本社別館　６階会議室

交　通

●JR宇都宮線・
JR東北新幹線　：JR宇都宮駅下車
JR宇都宮駅西口バスターミナル10番乗り場より
関東バス「長坂経由新鹿沼」行又は「砥上営業所」行に乗車、
「羽黒下」バス停にて下車（所要時間25～40分）

●東武宇都宮線　：東武宇都宮駅下車
「東武宇都宮駅前」バス停より
関東バス「長坂経由新鹿沼」行又は「砥上営業所」行に乗車、
「羽黒下」バス停にて下車（所要時間20～30分）



TKC

ミックス
紙｜責任ある森林管理を支えています
FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。